

平成26年度 第3回 倉敷市環境審議会

開催日時 平成27年2月10日（火）

14:00～16:00

開催場所 環境学習センター 環境学習教室

1 委嘱辞令交付

2 開会・あいさつ

3 議 事

（1）平成26年度倉敷の環境白書について

（2）倉敷市緑の基本計画策定の進捗状況の報告

4 その他

5 閉 会

平成26年度 第3回環境審議会 議事概要

・平成26年度「倉敷の環境白書」について

使用資料「議事1」、倉敷の環境白書、倉敷の環境白書資料編

平成26年度版「倉敷の環境白書」について、その概要を説明いたします。平成25年度の事業実績につきましては、第1回倉敷市環境審議会で説明しましたので、今回は市内の環境の現状と推移等を中心に説明します。

※倉敷の環境白書

環境基本条例第9条に基づき、倉敷の環境の現状及び環境基本計画に掲げられた、環境の保全等に関する施策の進捗状況等を取りまとめた年次報告書で、毎年度作成し公表を行なっています。

・倉敷市緑の基本計画策定の進捗状況の報告

使用資料「議事2」

「緑の基本計画」は、都市緑地法（昭和48年9月1日法律第72号）第4条の規定に基づき、倉敷市の緑に関する総合的な長期計画として、行政が行う施策の基本方針や重点計画を示すとともに、市民・民間団体・企業・行政が連携して、緑の保全・創出について示したものです。現在進行中の「緑の基本計画」の計画期間は平成8年度～平成27年度までの20年間として策定されており、平成18年度に改定を行っています。

当計画は平成27年度に計画期間を満了することから、平成26～27年度で新たな計画の策定を進めております。計画の策定については、倉敷市自然環境保全条例（昭和49年3月29日条例第29号）により環境審議会の意見を聴くこととされており、ご意見を伺うものです。

第3回目の環境審議会においては、「緑の基本計画」の策定状況についてご報告いたします。

平成26年度版

倉敷の環境白書(概要版)

◆目 次

平成25年度トピックス.....1 ページ

第1章 倉敷市の環境行政と概況

1 環境に関する市民の関心.....3 ページ

2 環境行政経費4

第2章 環境施策の推進

1 身近な自然の保全5 ページ

2 水質汚濁の防止7

3 大気汚染の防止 12

4 騒音・振動・悪臭の防止 18

5 化学物質による汚染状況の把握 20

6 公害苦情 22

7 廃棄物減量とリサイクルの推進 23

8 地球温暖化対策 25

9 環境教育・環境学習の推進 29

※本文中の太字*については、各表題の後半に用語解説を掲載しています。

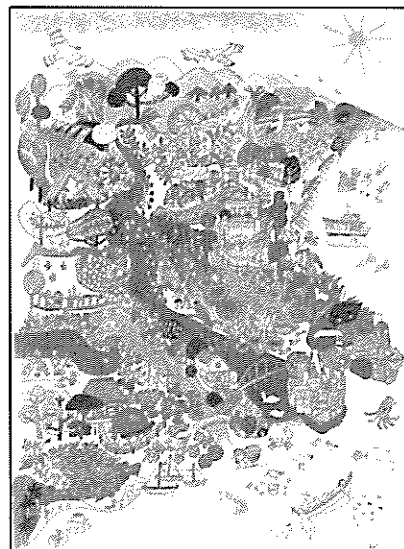
倉敷市

平成25年度トピックス

平成25年度の新規事業・施策について紹介いたします。詳細は関連ページをご覧ください。

Topics1:生物多様性地域戦略の策定

「**恵**み豊かな瀬戸内の自然を未来に向けてみんなの手で引き継いでいるまち倉敷」を将来像として掲げた地域戦略を策定しました。策定に当たっては、専門家や関係者で構成する倉敷市生物多様性地域戦略策定委員会により検討をかさねるとともに、パブリックコメントを経て、より倉敷らしい地域戦略としました。



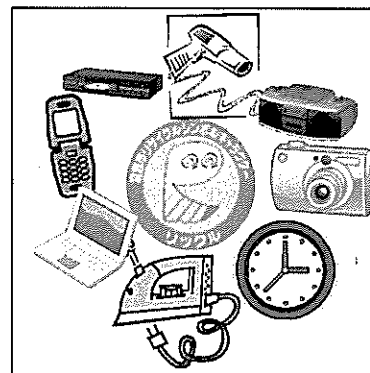
Topics2:ポイ捨ての防止及び路上喫煙の制限に関する条例

路上喫煙による身体や財産への影響や被害を防ぐため、①路上喫煙制限区域(JR倉敷駅周辺)では、指定喫煙所以外で喫煙してはならない、②路上喫煙制限区域以外でも、市内の公共の場所で喫煙するときは、周囲の人に配慮するとともに歩きたばこ等をしないこと、などの項目を追加した条例を施行しました。



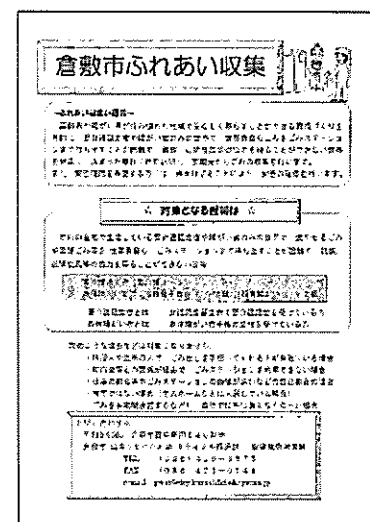
Topics3:使用済小型家電機器等の再資源化の促進に関する法律

小 型家電リサイクル法とよばれており、小型家電機器等に利用されているレアメタルやその他の有用なものをそのまま廃棄せず、再資源化できるように、廃棄物の適正な処理及び資源の再利用について定めた法律が施行されました。



Topics4:ふれあい収集事業スタート

高 齢者や障がい者が安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、自力でのごみ出しが困難な世帯を対象に玄関先まで収集に行く制度です。対象となるのは、要介護認定者(要介護3以上)や障がい者(肢体不自由1・2級または視覚障がい1・2級)のみの世帯です。



Topics5:倉敷市次世代エコハウス認定・補助金制度

低 炭素建築物の認定制度が始まり、倉敷市でも住宅の低炭素化を普及・推進するための認定・補助制度が施行されました。国の「低炭素建築物認定制度」の認定を受け、市の定める基準に適合すると認定された住宅を新築・建替える場合、補助が受けられます。これにより、住宅の低炭素化を推進し、将来世代が安心して暮らせる低炭素都市の形成を目指します。



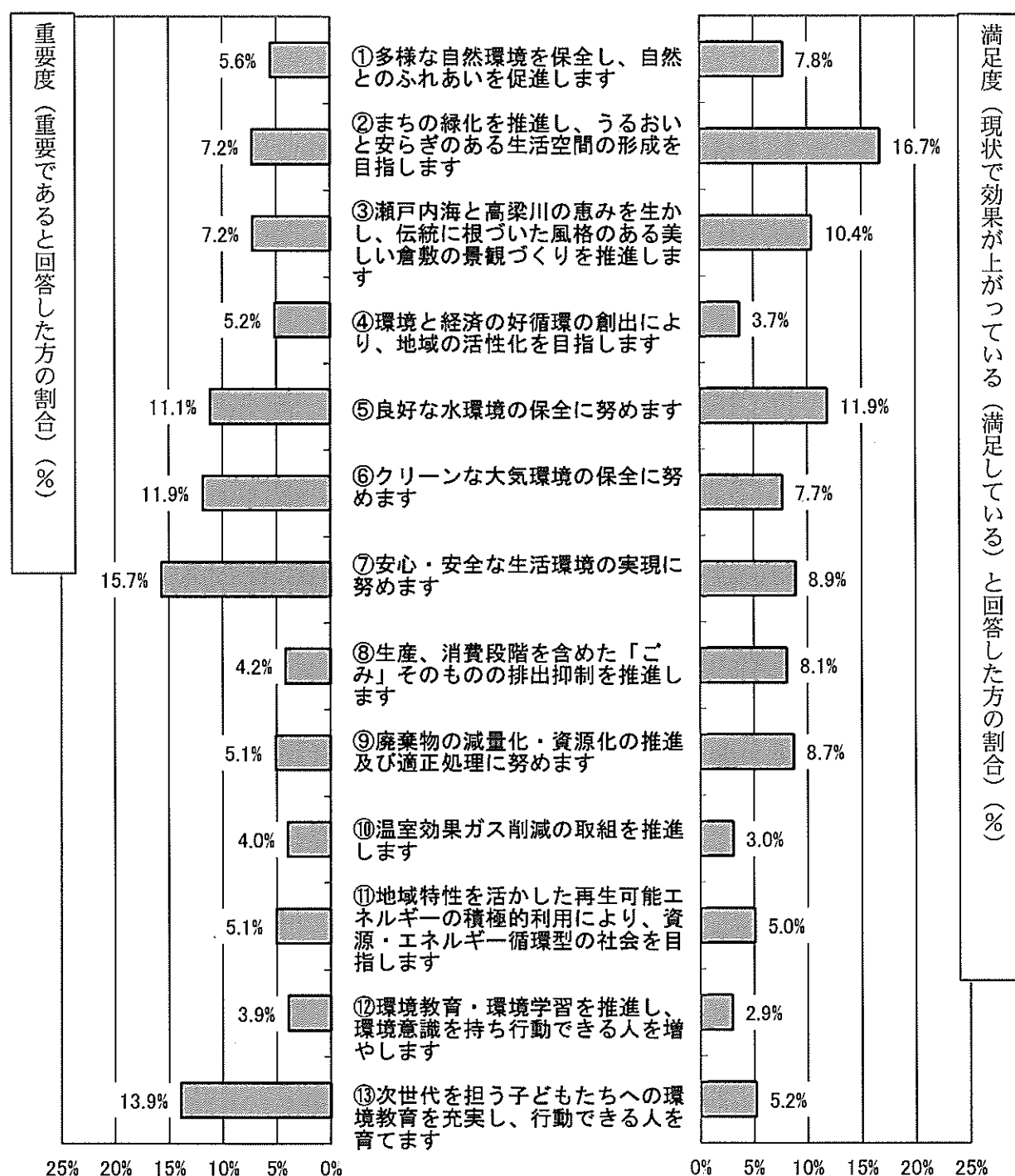
第1章 倉敷市の環境行政と概況

1 環境に関する市民の関心

環境についての市民アンケート調査結果

倉敷市第二次環境基本計画に掲げる目標値の平成25年度の達成状況の把握のため、平成26年1月に、市民3,500人(回答者数1,493人)に対して、市民の方が感じている身近な環境についての満足度や重要度を把握する市民アンケート調査を実施しました。結果は次表のとおりです。

◆市民アンケート調査結果

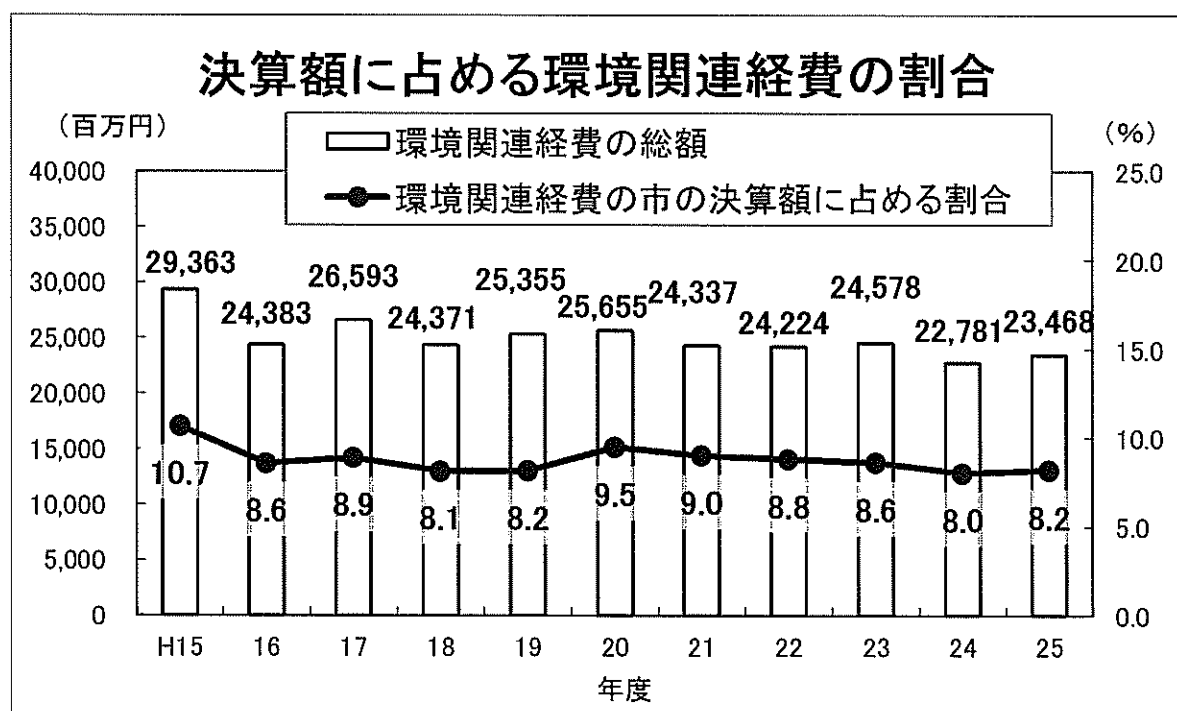


2 環境行政経費

市決算額に占める環境関連経費の割合

近年、本市の決算額に占める環境関係経費の総額及び環境関連経費の割合は横ばいもしくは減少傾向にあります。

良好な環境を維持していくためには、多くの経費が必要ですが、限られた予算のなかで、より大きな成果が得られるように事業を推進していきます。



第2章 環境施策の推進

1 身近な自然の保全

本市は、岡山県の西部を流れる県内3大河川の一つである高梁川兩岸に開けた広い平野部と、北部から北西部に連なる丘陵地帯からなり、南は瀬戸内海に面しています。おだやかな気候に恵まれ、恵み豊かな自然と、それと一体となった都市環境は、多種多様な動植物を育んでいます。

多種多様な動植物が生息している健全な環境は、私たちヒトを含むすべての生命が存立する基盤であり、将来にわたって暮らしの安全性を保証します。また、食文化、工芸、祭りなど、豊かな文化の根源となるものです。

市域の生物多様性*の保全と、自然と私たちヒトとの共生を目指して、倉敷市環境基本計画の基本目標の一つである「環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち」を目標に掲げ、さまざまな取り組みを行っています。実行計画として、平成25年度に、新たに生物多様性基本法に基づく「倉敷市生物多様性地域戦略」を策定し、次の事業を実施しています。

◆倉敷市の自然環境の特徴◆

植生は照葉樹林帯に位置していますが、農耕、炭焼き等による過去の伐採によって二次林*のアカマツ林及びコナラ、アベマキ林が多くを占めています。

記録されている維管束植物*は約1,450種類です。

動物については、哺乳類が約20種確認されており、大型獣ではイノシシ、中型獣ではキツネ、タヌキ、小型獣ではノウサギ、イタチなどが生息しています。

鳥類は約230種が確認されています。

両生類・ハ虫類では27種が確認されており、ナゴヤダルマガエル(ダルマガエル)、カスミサンショウウオなど希少な種も生息しています。

淡水魚類は約70種が確認されており、スイゲンゼニタナゴ、イチモンジタナゴ、カワバタモロコなど希少な種も生息しています。

昆虫類は約2,800種、クモ類は約150種が確認されています。

用語解説

■生物多様性

地球上には3,000万種ともいわれる多様な生物が生息しています。生物多様性とは、地球上に生息している微生物から昆虫、植物、動物、人間にいたるまでのすべての生物の間にある「個性」(＝違い)と「つながり」(＝関連性)をさす言葉です。生き物はそれぞれに個性を持ち、それらが森から海まで、そして、食う・食われる、花粉を運ぶといったさまざまな関係でつながりあっています。

■二次林

伐採や山火事などで森林が破壊されたあとに成立した森林をさす言葉です。マツの仲間などのように、明るい場所を好む樹木や、切り株から芽を出して成長するコナラ、アベマキなどの林が多いです。

■維管束植物

維管束とよばれる、物質を通す管状組織を有する植物の総称です。シダ植物及び種子植物(裸子植物、被子植物)のことです。

(1) 生物多様性地域戦略の策定

生物多様性地域戦略の策定に向け、基礎資料・基礎情報を得るため、真備地区の自然環境保全基礎調査の実施や、市民の意見を聴く、いきものまちづくり懇談会の開催を行いました。また、平成 25 年度は、市民の皆さんが気軽に生きもの調査に参加することができる事業として、携帯電話やスマートフォンを活用した「携帯フォトシステム・クラウドサービス」を使った生き物調査「倉敷の生き物を探そう!」を実施しました。約 600 件の情報が寄せられ、集まった生き物データは、データベース化され、パソコンなどにより閲覧することができ、データの一部は生物多様性地域戦略の策定にも活かされました。倉敷市生物多様性地域戦略は専門家、市民団体、生産者や事業者の代表からなる生物多様性地域戦略策定委員会により、取りまとめられ、市民の皆様からご意見をいただくパブリックコメントの手続きを経て、倉敷市の豊かな自然と瀬戸内海の恵みを未来に向けみんなの手をつないでいくための計画として、平成 26 年 3 月に策定が完了しました。



(2) 都市公園等の整備

緑豊かで良好な都市環境を形成するために私たちの憩いと安らぎの場所である都市公園を、適切な配置で整備を行っていくことが重要であります。また、環境に配慮した自然豊かな都市公園を整備することにより、より身近に自然とふれあえる場を提供することに繋がります。平成 25 年度は、都市公園の 746 箇所・遊園 258 箇所の清掃・草取りなどの維持管理、市民生活に最も身近な公園である街区公園の新設整備や施設改善を実施しました。



2 水質汚濁の防止

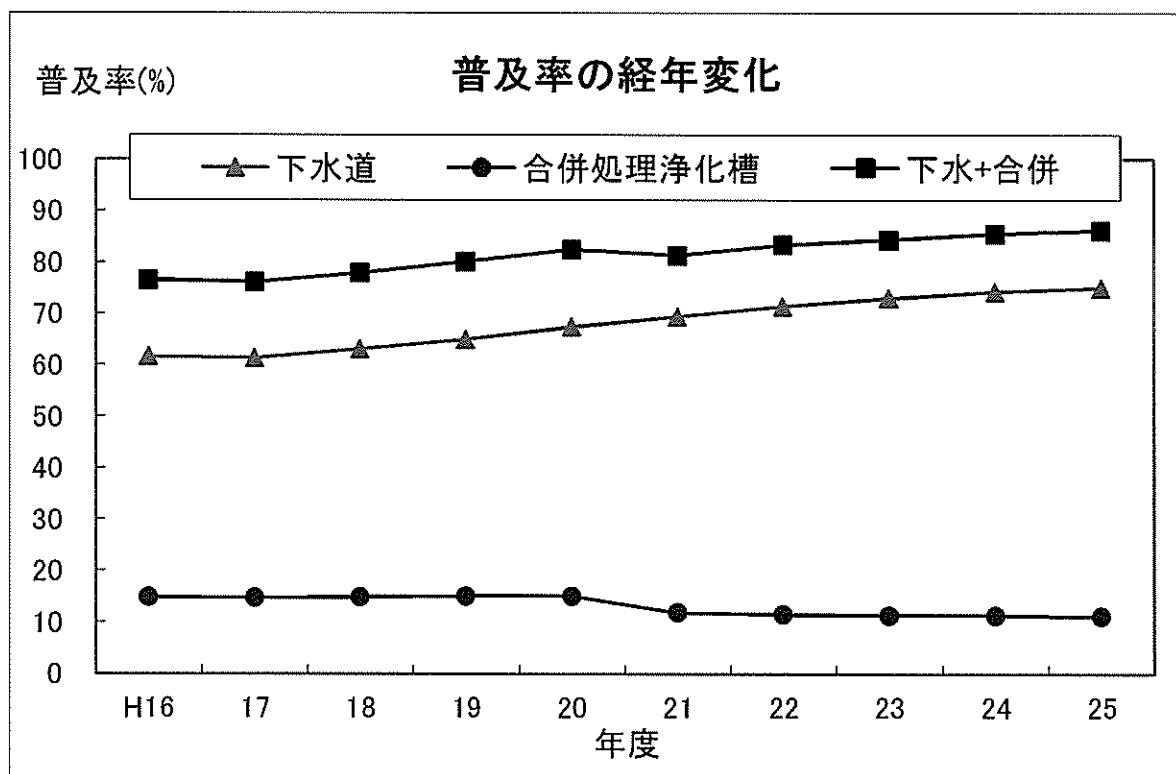
良好な水辺環境、健康で安心して暮らせる環境づくりのためには、河川などの良好な水質を保全することが不可欠です。

倉敷市では、公共用水域測定計画に基づいて、河川 18 地点、海域 21 地点で水質調査を実施しています。河川の調査地点は、次頁の市内の水質測定点のとおりです。(高梁川下流地区の高梁川霞橋、川辺橋、真備地区の小田川福松橋は国土交通省が調査)

(1)生活排水の処理形態別普及率

下水道等の普及により、河川に流れ込んでいた生活排水が下水処理場できれいに処理されるため、市内の各河川の水質はおおむね改善されてきています。

倉敷市における下水道普及率等の推移は、下のグラフのとおりで、平成 25 年度末現在で下水道普及率は 75.0%、合併処理浄化槽*普及率は 11.2%となっています。合わせた率は 86.2%です。



用語解説

■合併処理浄化槽

家庭や事業場などに取り付ける污水处理装置のことで、トイレの污水(し尿)と風呂や台所の污水(生活雑排水)を併せて処理を行うものです。なお、トイレの污水のみを処理する装置のことを単独処理浄化槽と呼んでいましたが、浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽は浄化槽として認められなくなりました。

(2) 河川の水質の状況

河川などの公共用水域は、水質汚濁に係る環境基準が設定されています。環境基準には、**健康項目***と**生活環境項目***があり、生活環境項目は、河川の利用目的に応じて類型ごとに環境基準が設定されています。

この生活環境項目のうち、有機物による汚濁の代表的な指標である **BOD*** の **環境基準達成率*** は、次の表のとおりです。平成 25 年度は全ての地点で環境基準を達成していました。

◆市内河川における BOD の環境基準達成率の推移

(単位: %)

河川名(地区名)	類型	環境基準 (mg/l)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
高梁川下流 (高梁川下流地区)	B	3 以下	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
倉敷川(倉敷地区)	C	5 以下	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
里見川(玉島地区)	D	8 以下	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
小田川(真備地区)	B	3 以下	—	—	100	100	100	100	100	100	100	100
河川全体	—	—	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

用語解説

■健康項目(水質)

環境基本法の人の健康の保護に関する環境基準に指定されている項目を指します。カドミウム、全シアンなどの 27 項目が指定されています。これらの物質は高濃度で急性毒性があるだけでなく、低濃度で慢性毒性や発ガン性などを有するものもあります。

■生活環境項目(水質)

環境基本法の生活環境に係る環境基準に指定されている項目を指します。河川ではpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数、また海域ではpH、COD、SS、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質(油分)の項目があります。

■BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の比較的分解されやすい有機物が溶存酸素の存在のもとに、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素量のことです。この数値が高いと水が汚れていることとなります。

■環境基準達成率(水質)

水質生活環境項目に係る環境基準の達成率は環境基準があてはめられている水域ごとに以下の方法で算定します。

◇BOD及びCOD

環境基準達成率(%) = 75%値が環境基準値を満足した地点数 / 測定地点数 × 100

◇全窒素及び全リン

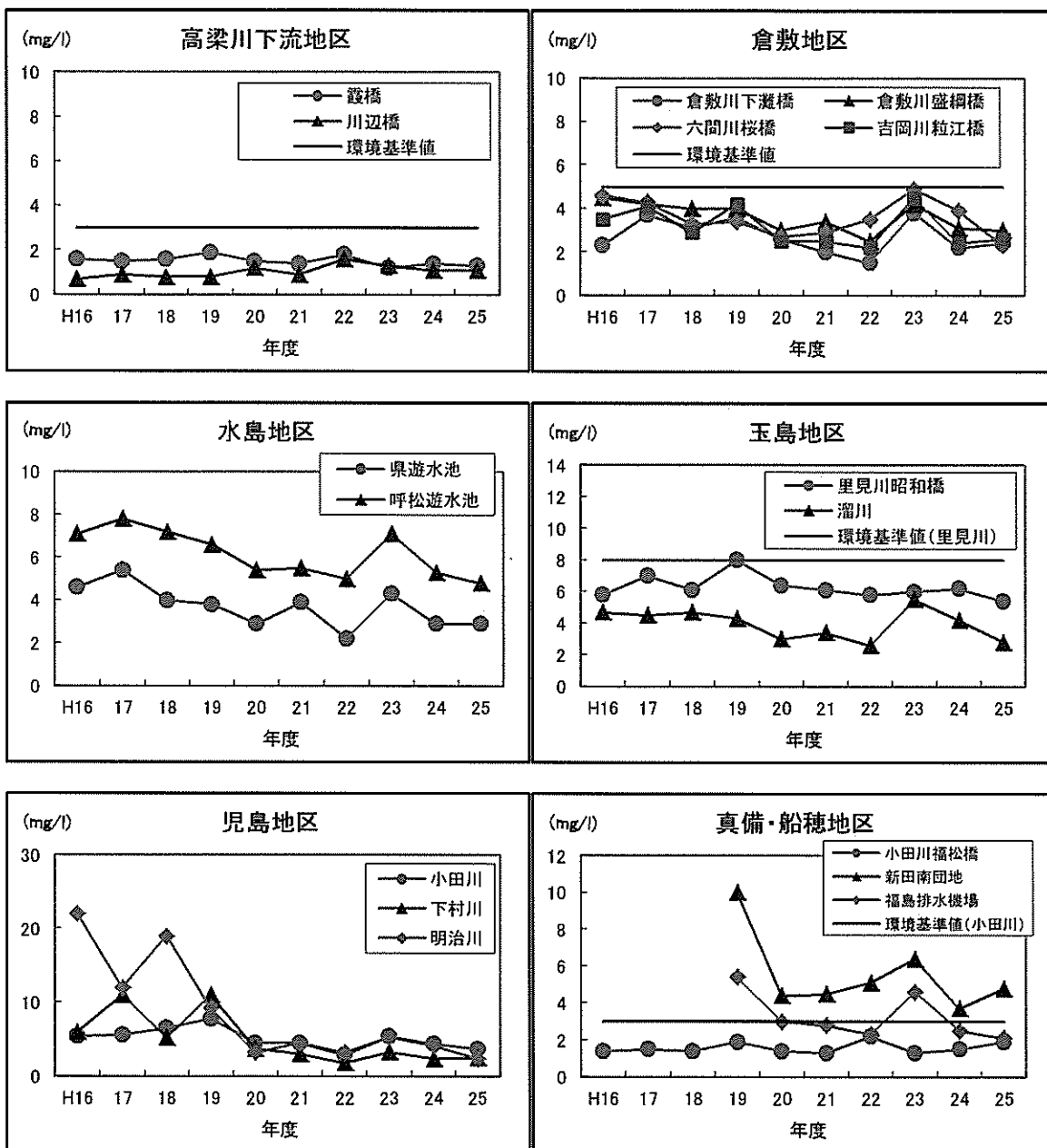
環境基準達成率(%) = 年間平均値が環境基準値を満足した地点数 / 測定地点数 × 100

注) 75%値とは、年間の日平均値のデータを小さいものから順に並べ、

(0.75 × データ数) 番目のデータをいいます。

◆各地域におけるBODの経年変化(75%値)

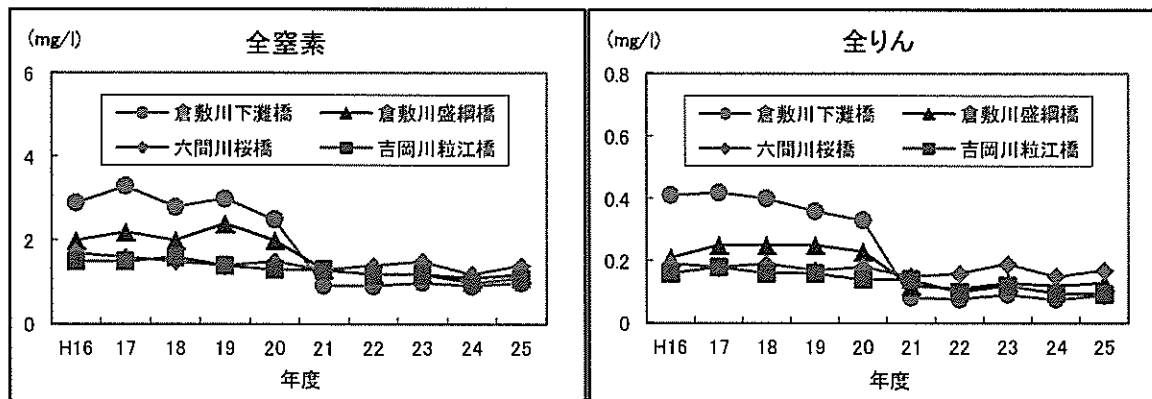
河川におけるBODの過去10年間の推移は、下水道の普及した地域を中心に改善の傾向が見られます。各地域におけるBODの経年変化は、次のグラフのとおりです。



◆各測定点における全窒素及び全りん の経年変化

湖沼法の指定湖沼である児島湖へ流入する倉敷川の全窒素*及び全りん*の濃度は、下水処理場の運用の変更により、大きく低下しています。

各測定点における全窒素及び全りんの経年変化は、次のグラフのとおりです。



用語解説

■全窒素、全りん

水中に含まれる窒素やりんは、様々な化合物形態で存在しており、それらの各形態を合わせたものを全窒素及び全りんといいます。

全窒素や全りんは、ともに富栄養化現象やプランクトン異常発生などの原因物質であるために総量規制対象項目として指定されるなど、様々な計画によって低減対策が進められています。

(3) 工場・事業場への対応

全国一律に定められた排水基準や岡山県が業種や排水量などに応じて定めた**上乘せ排水基準***をもとに、工場・事業場への指導を行っています。

また、水島コンビナートの企業などとは、**環境保全協定***を締結し、これに従って監視・指導を行っています。

平成 25 年度の立入工場・事業所数は 140 件であり、延べ 404 箇所の排水口について排出水の水質調査を行いました。その結果、延べ 8 排水口で違反があり、違反率は 2.0%でした。違反事業場には、排水水質の改善指導、再度の立入調査や水処理へのアドバイスをを行いました。



工場排出水の採水

用語解説

■上乘せ排水基準

都道府県が水質汚濁防止法で定める全国一律の排水基準では十分でないと判断した場合に定める更に厳しい基準のことです。

■環境保全協定(公害防止協定)

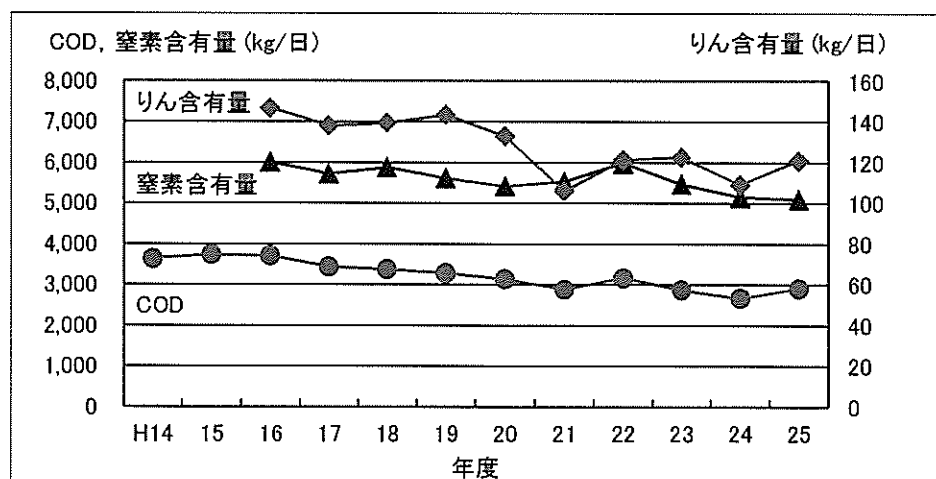
公害防止のひとつの手段として地方自治体や住民等が企業との間で締結する協定をいいます。企業の責務内容を法令より厳しく定め、企業が自主的に公害防止に努めるものです。

(4) 総量規制対象事業場における汚濁負荷量

工場・事業場が集中して立地し、水質汚濁物質の排出総量が多いため環境基準の達成が困難な地域において、環境基準を達成することを目的として、工場全体からの水質汚濁物質の排出総量を規制しています。

工場・事業場等からの排水量が日量 50m³ 以上の特定事業場には、COD、窒素及びりん（リン）の総量規制が適用されており、排出する水質汚濁物質の増加対策に努めています。

COD、窒素及びりん（リン）の汚濁負荷量の経年変化は下のグラフのとおりです。



3 大気汚染の防止

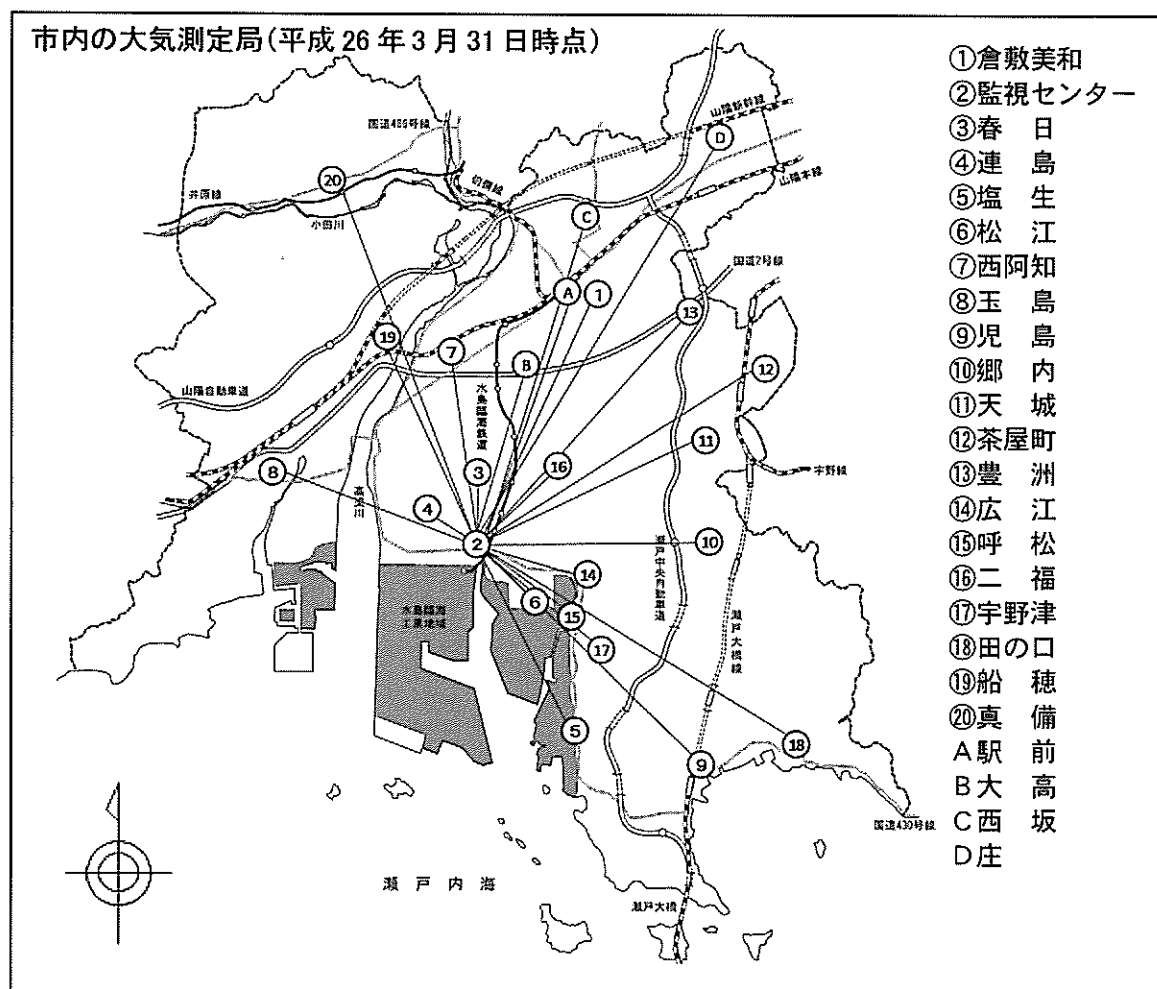
倉敷市の環境問題は、昭和 40 年代の水島臨海工業地帯を中心とした産業型の公害に、自動車の排出ガスによる大気汚染や小規模事業場からの騒音・振動、生活排水による水質汚濁といった都市・生活型公害も加わってきました。また、人体に与える化学物質の影響がより詳しくわかるようになっており、この有害化学物質への対応も進める必要があります。

こうした状況のなかで、倉敷市では市民の健康を守り、安心して暮らせる環境を維持していくために、現状の把握を行い、様々な対策を実施しています。

(1)大気汚染状況の監視

市内の大気環境状況を調べるため、倉敷市では 24 カ所に大気測定局を設置しており、測定データは、テレメータシステム*により倉敷市環境監視センターに送られ、24 時間大気汚染を監視しています。

なお、大気測定局には、一般大気測定局* (①～⑳)と自動車排出ガス測定局* (A～D)があります。



用語解説

■テレメータシステム

遠隔地にある自動測定機器で測定したデータを、電話回線や無線を利用して中央監視室に送信、制御するシステムです。

■一般環境大気測定局

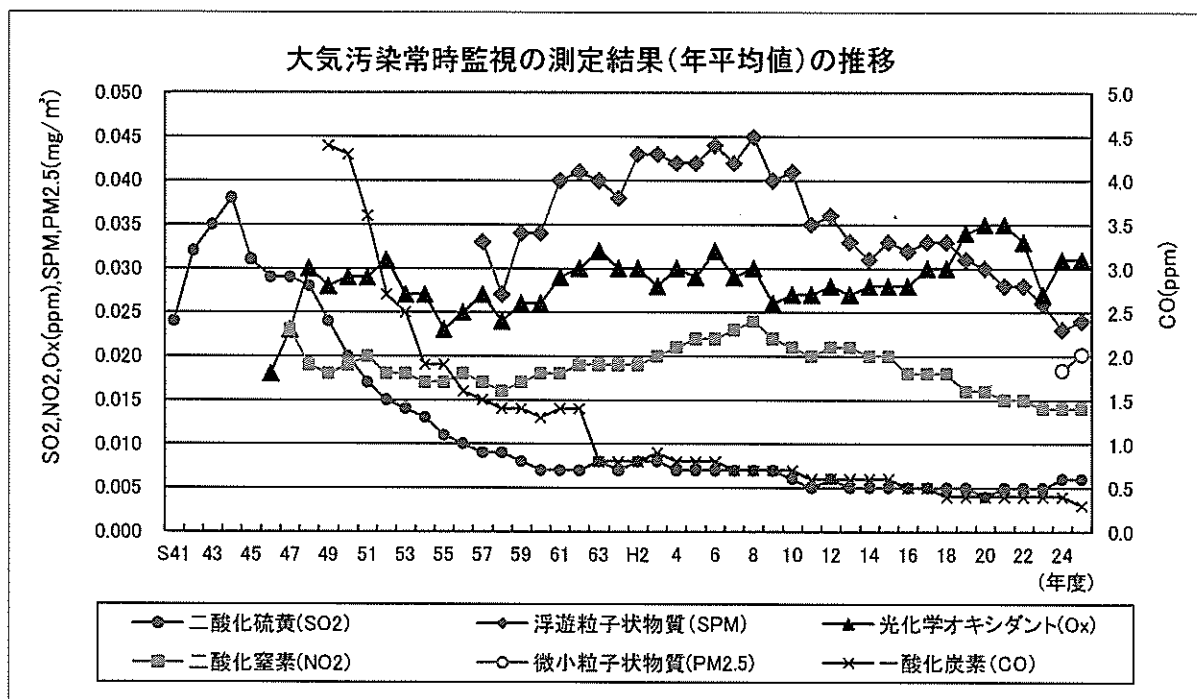
大気汚染防止法に基づき、大気の汚染の状況を常時監視するために設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するものを一般環境大気測定局といいます。

■自動車排出ガス測定局

大気汚染防止法に基づき、大気の汚染の状況を常時監視するために設置される測定局のうち、渋滞などにより著しい汚染が生じるおそれがある区域において、大気中の自動車排出ガスの状況を把握するために、道路周辺に配置されたものを自動車排出ガス測定局といいます。

◇自動測定機による大気環境の監視

二酸化硫黄*及び二酸化窒素*、浮遊粒子状物質*、光化学オキシダント*、一酸化炭素*の大気汚染常時監視の測定結果(年平均値)の経年変化は、下のグラフのとおりです。



用語解説

■二酸化硫黄(SO₂)

二酸化硫黄(SO₂)は、「硫黄酸化物」(SO_x)の一種で、「亜硫酸ガス」と呼ばれることもあります。空気より重い無色の気体で、腐った卵に似たにおいがします。硫黄分を含む重油・石炭などの燃料が燃えるときに発生します。昭和40年代には、環境中の濃度が高く、大気汚染物質の主役でした。しかし現在では、燃料に含まれる硫黄の濃度の低下や、脱硫装置の設置などで環境中の濃度は大きく低下しています。

■二酸化窒素(NO₂)

二酸化窒素(NO₂)は、「窒素酸化物」(NO_x)の一種で、赤褐色の空気より重い気体です。工場のボイラーや自動車のエンジン、家庭のガスコンロなどを使うと必ず発生します。窒素酸化物は、紫外線により非メタン炭化水素と光化学反応を起こして、光化学オキシダントを発生させます。

■浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒の直径が0.01mm以下のものをいいます。大きさが非常に小さいため、軽く、すぐには落下せず大気中を浮遊します。工場・事業場、自動車、船舶などで使われる燃料が燃焼する過程で、すす等として発生するほか、自動車の走行によって地上から舞い上がることもあります。一方、自然界でも、黄砂や火山灰等により発生します。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物(NO_x)と炭化水素(HC)が太陽光線の中に含まれる紫外線を受けて、光化学反応をおこし、生成するオゾン、アセトアルデヒドなどをまとめて光化学オキシダントといいます。主成分はオゾンです。大気中で雲や霧のようなスモッグと呼ばれる状態になり、光化学スモッグといいます。

高濃度になった場合には、人の目やのどを刺激したり、植物にも影響を与えるといわれています。大気汚染防止法では、光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になった場合、注意報等の発令を行い、人体被害の未然防止に努めることとしています。

また、岡山県では光化学オキシダント濃度が特に上昇する期間を「岡山県大気汚染防止夏期対策期間」と定め、光化学オキシダント濃度の監視を強化しています。

■一酸化炭素(CO)

一酸化炭素(CO)は、無色無臭の空気よりやや軽い気体です。ものが燃えるときに、不完全燃焼をすることで発生します。

一酸化炭素は呼吸で体内に取り込まれると、血液中で酸素を運搬するヘモグロビンと強力に結びつき、酸素の運搬を阻害してしまいます。そのため、酸欠状態になり死亡することもあります。主な発生源は自動車であり、環境基準が定められています。

◇大気汚染常時監視結果における環境基準達成率

大気汚染常時監視の測定結果における、それぞれの大气汚染物質の環境基準の達成状況は、次の表のとおりです。平成 25 年度は光化学オキシダントと微小粒子状物質について環境基準を達成していませんでした。

◆大気汚染常時監視結果における環境基準達成率の推移

(単位: %)

大気汚染物質	測定局	局数	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
二酸化硫黄	環境	19	100	100	100	94.4	100	100	100	100	100	100
一酸化炭素	環境	1	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	自排	4	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊 粒子状物質	環境	15	85.7	100	14.3	100	100	100	26.7	6.7	100	100
	自排	3	100	100	0	100	100	100	100	0	100	100
微小 粒子状物質	環境	8※2									0	0
	自排	2※3									0	0
光化学 オキシダント	環境	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自排	1	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
二酸化窒素	環境	15	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	自排	4	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

※1 環境:一般環境大気測定局、自排:自動車排出ガス測定局

※2 微小粒子状物質の一般環境大気測定局 8 局中 3 局は有効測定日数が 250 日に満たないため、評価なし

※3 微小粒子状物質の自動車排出ガス大気測定局 2 局中 1 局は有効測定日数が 250 日に満たないため、評価なし

◇微小粒子状物質(PM2.5)

倉敷市では、平成 26 年 1 月に PM2.5 自動測定機を 4 箇所の測定局に新たに設置し、市内 10 箇所で測定しています。

微小粒子状物質濃度の年平均値は、一般環境大気測定局では $20.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自動車排出ガス測定局で $18.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となりました。環境基準達成状況について、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局ともに全局で環境基準を超過しました。

また、PM2.5 に含まれる成分を把握するため、無機イオン成分 8 項目。無機元素成分 13 項目及び炭素成分 3 項目について、平成 25 年度は市内 1 地点で四半期ごとに 1 回、計 4 回の分析を行いました。

用語解説

■微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいものをいいます(粒径 $2.5 \mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質)。PM2.5 は、直接発生源から排出される一次粒子及び大気中でガス成分(VOC、NOx、SOx 等)が光化学反応等を起こし生成する二次粒子に分類されます。黄砂や火山灰などの自然起源の粒子には PM2.5 より大きな粒径のものが多く含まれます。

PM2.5 は粒径が小さいため、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、平成 21 年度に環境基準が設定されました。

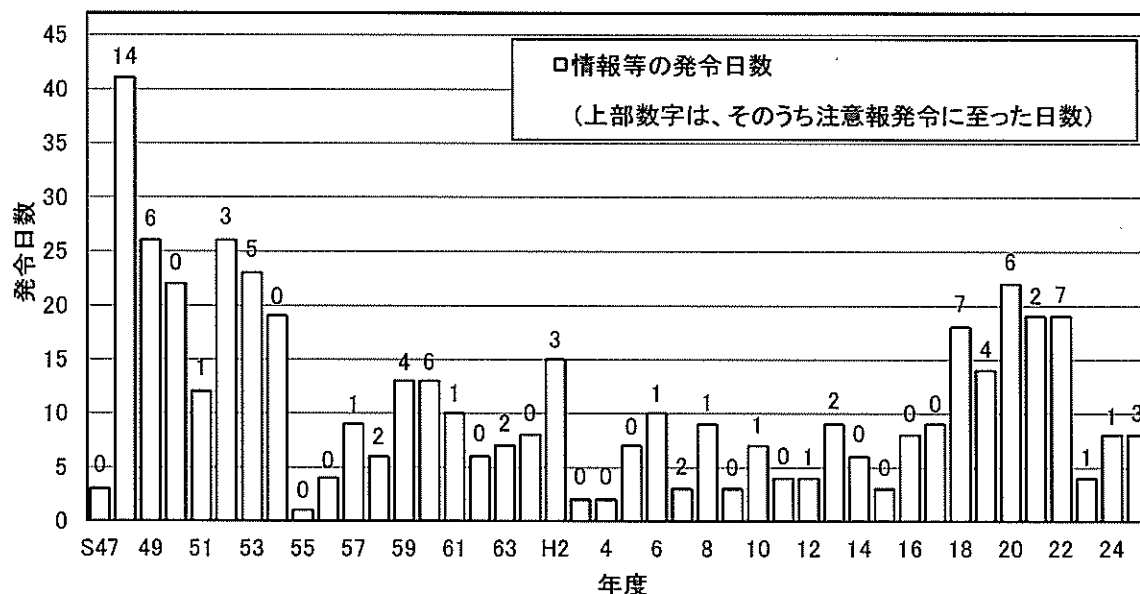
(2)岡山県大気汚染防止夏期対策期間

大気汚染物質のうち、光化学オキシダントがすべての測定局で環境基準を超えている状況が続いています。倉敷市では、岡山県が定める「岡山県大気汚染防止夏期対策期間」において、光化学オキシダント濃度の監視を強化しています。

光化学オキシダント濃度が上昇したときには、「オキシダント情報・注意報」を発令し、FM放送やインターネット、電子メールを通じて発令状況を周知するとともに、学校等に連絡して被害が出ないように注意を促しています。

平成 25 年度の情報の発令回数は 8 回、そのうち 3 回が注意報の発令となりました。

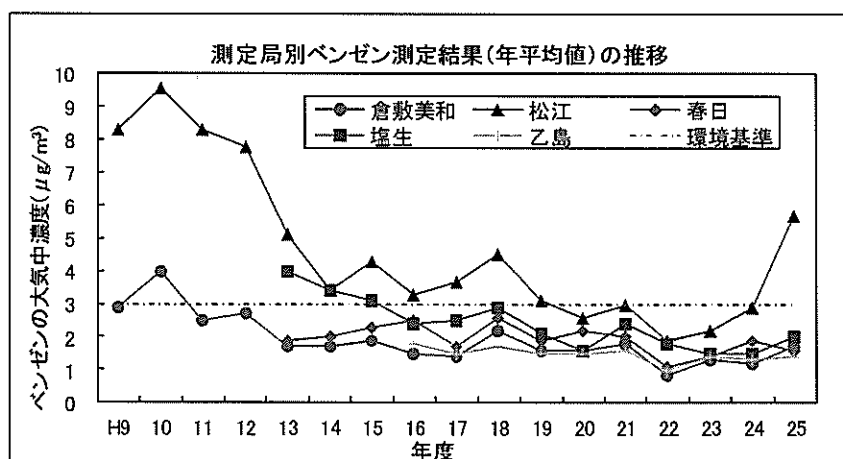
オキシダント情報・注意報 発令回数



(3)有害大気汚染物質(ベンゼン濃度)の測定結果

倉敷市では、倉敷美和局、松江局、春日局、塩生局、乙島東幼稚園の 5 カ所で有害大気汚染物質*の調査を実施しています。

有害大気汚染物質であるベンゼン*濃度の経年変化は、右のグラフのとおりです。平成 20 年度以降、全測定局で環境基準($3 \mu\text{g}/\text{m}^3$)を達成していましたが、平成 25 年度は松江局において、環境基準を超過しました。



用語解説

■有害大気汚染物質

従来の硫黄酸化物などの大気汚染物質のような急性毒性はないものの、微量でも継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質で、ばいじん以外のばい煙及び特定粉じんを除いたものです。

有害大気汚染物質に該当する可能性のある248物質のうち23物質が、優先取組物質として指定されています。特にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質については、早急な抑制の必要があり、環境基準が定められています。

■ベンゼン

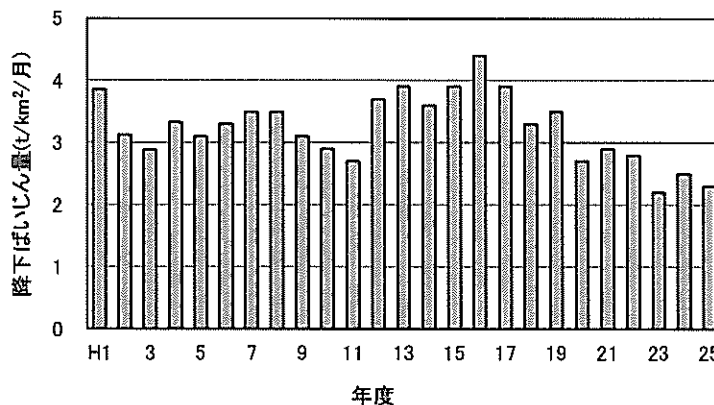
特徴的な臭気のある無色透明な液体で揮発性や引火性が高く、取扱には注意が必要です。さまざまな化学物質の原料として多方面の分野で使われており、ガソリンなどに含まれています。

(4)降下ばいじんの測定結果

市内の粉じん対策のための状況把握を目的として、降下ばいじん*量の測定を市内23ヵ所において実施しています。降下ばいじんの経年変化は、右のグラフのとおりです。

また、発生原因の傾向を把握するため、市内10地点で降下ばいじん中の鉄、マンガン、ケイ素及び炭素の測定を行いました。

降下ばいじん(市内平均値)の推移



用語解説

■降下ばいじん

ばいじんとは、燃料の燃焼などに伴い発生する粒子状物質のことです。このうち大気中に排出されたばいじんや地表より舞い上がったちり、ほこりなどの粒子状物質のうち比較的大きいものが、重力や雨によって地上に降下したものを降下ばいじんといいます。

4 騒音・振動・悪臭の規制

騒音と振動は、人々の感覚や心理に影響を与えるもので、毎年多くの苦情や相談が寄せられています。倉敷市では、この問題解決のため、工場・事業場に対する指導や環境騒音*の状況を把握することにより、その改善に努めています。

また、悪臭とは、人に不快感・嫌悪感を与える「におい」であり、その「不快なにおい」により生活環境を損ない、感覚的・心理的な被害を与えるものです。悪臭は風などに運ばれ広がり、その影響が広範囲に及ぶこと、嗅覚の個人差や、嗜好・体調にも大きく左右される規制の難しい環境問題です。

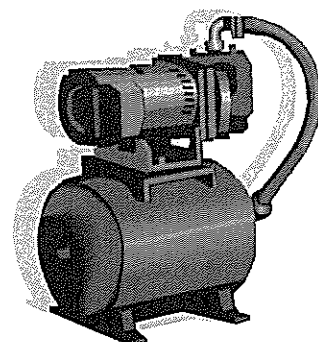
(1) 騒音規制法及び振動規制法による特定施設の届出状況

騒音規制法*及び振動規制法*に基づく特定施設*の設置等の届出の受理及び審査を行っています。

特定施設を設置している工場等に対して苦情が発生した場合には、測定を行い、規制基準が守られているか確認するなど苦情発生原因を調査し、防音・防振対策について指導を行っています。

平成 25 年度末現在の騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設の設置工場数及び届出施設数は、下表のとおりです。

	工場等数	施設数
騒音	645	7,092
振動	463	4,878



圧縮機

用語解説

■環境騒音

環境騒音とは、主に交通騒音、生活騒音等、私たちが生活する場所から発生する複合した騒音の総称のことです。

■騒音規制法

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とするものです。

■振動規制法

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とするものです。

■特定施設

大気汚染防止法では「特定物質を発生する施設」、水質汚濁防止法では「有害物質を含む又は生活環境に被害を生じるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設」、騒音規制法では、「著しい騒音を発生する施設」、振動規制法では「著しい振動を発生する施設」をいい、政令でその規模、容量等の範囲が定められています。

(2) 騒音規制法及び振動規制法による特定建設作業の届出状況

建物解体等などの特定建設作業*について、平成 25 年度には騒音規制法に基づき 127 件、振動規制法に基づき 82 件の届出がありました。

また、届出が提出された際には、騒音・振動の防止について届出者に指導を行って



さく岩機

います。

用語解説

■特定建設作業

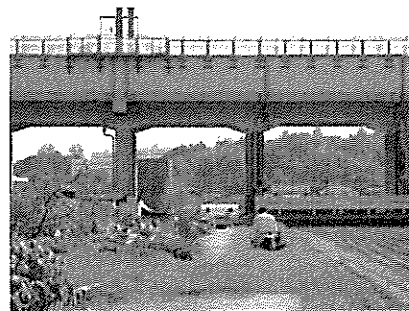
建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業と政令で定められたもの。作業実施の7日前までに届出が必要です。

(3)新幹線鉄道に係る騒音及び振動測定結果

新幹線鉄道騒音に係る環境基準及び振動対策指針値*の達成状況を把握するために、市内3地点において騒音・振動を測定しています。新幹線鉄道に係る騒音及び振動測定結果は、下表のとおりです。

騒音の測定結果については、3地点とも基準値を超過していたため、JR西日本に対して早期の騒音対策を要請しました。

また、振動の測定結果については振動対策指針値以下でした。



新幹線鉄道騒音・振動測定風景

	騒音			振動		
	上東	道越	船穂	上東	道越	船穂
測定結果	74	71	77	60	55	58
環境基準 (振動は指針値)	70			70		

用語解説

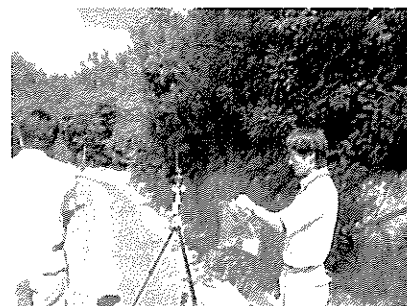
■振動対策指針値

新幹線鉄道の列車走行に伴い発生する振動について、その振動レベルが著しく、緊急に振動源・障害防止対策を講じるべきとされる値で、70dBとしています。

(4)悪臭規制による立ち入り調査

本市では、工場や事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について市内全域が規制の対象地域に定められています。生活環境を損なうおそれのある22種類の特定悪臭物質*について、悪臭が発生する状況に応じた基準で規制しています。

平成25年度には、特定悪臭物質を発生する工場・事業場への立ち入り調査・測定を、18事業場に対して実施し、全ての事業場において、敷地境界・排水基準超過はありませんでした。



用語解説

■特定悪臭物質

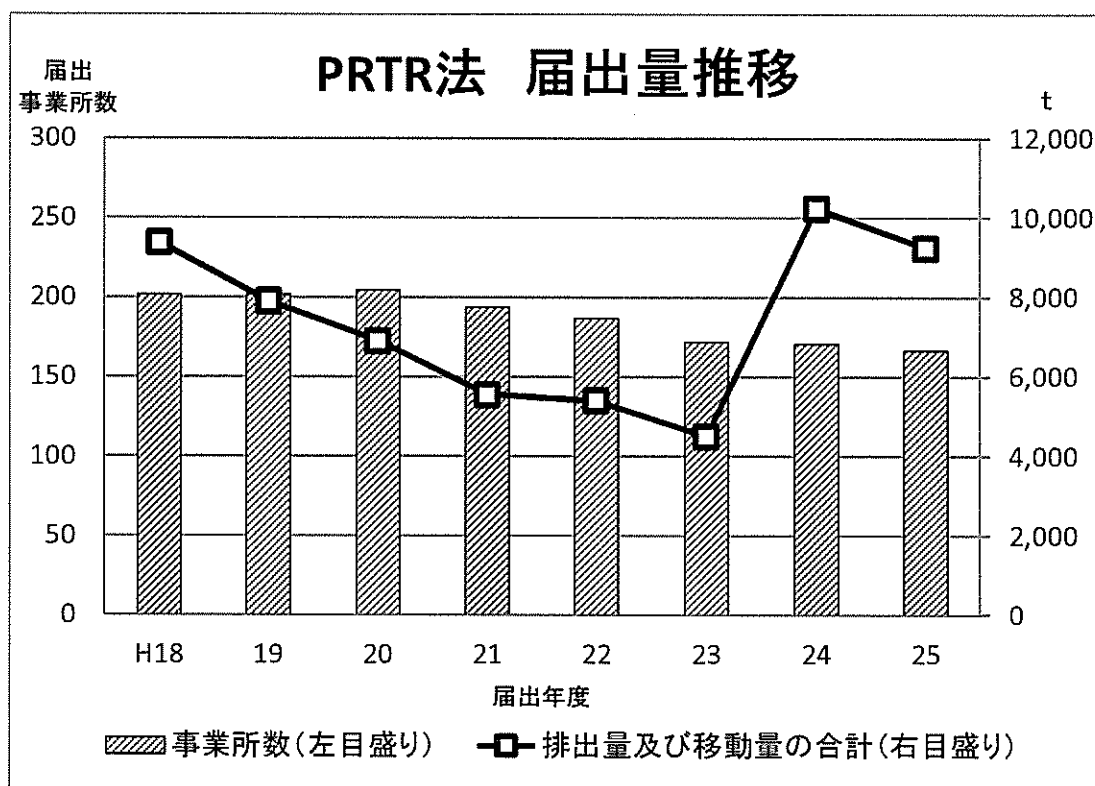
アンモニア、メチルメルカプタンなどの不快なにおいの原因となる物質のうち、生活環境を損なうおそれのあるものを政令で定めている。現在22物質が、特定悪臭物質として定められている。

5 化学物質による汚染状況の把握

(1) PRTR法

PRTR 法*により、平成 25 年度に届出のあった 167 事業所の届出排出量及び移動量の合計は 9,257t で、前年度の届出量と比較して 989t 減少しました。

平成 24 年度の急増の原因は、鉄鋼業において再生資源として搬出されたスラグの計算上の取り扱いが変更されたためです。



用語解説

■PRTR 法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(通称:PRTR法)」

リストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者が、環境に排出した量と廃棄物などとして事業所の外へ移動させた量を自ら把握し、国に届け出ることを義務づけています。このことにより事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するための法律です。

(2)ダイオキシン類調査

市内の公共用水域の常時監視地点において、ダイオキシン類*の水質及び底質の調査を実施しています。河川 6 地点、海域 8 地点の水質及び底質について、平成 25 年度はすべての地点で環境基準を達成していました。また、地下水については、毎年市内の井戸を 2 地点選定して調査を実施しています。平成 25 年度は、1 地点で環境基準の超過がありました。基準超過の原因は不明ですが、周囲の汚染は確認されておりません。

公共用水域及び地下水中のダイオキシン類調査結果のまとめ (水質:pg-TEQ*/l、底質:pg-TEQ/g)

		調査地点数	濃度範囲	環境基準
公共用水域	河 川 (水質)	6	0.24~0.33	1以下
	海 域 (水質)	8	0.016~0.40	
	河 川 (底質)	6	0.39~29	150以下
	海 域 (底質)	8	0.17~8.2	
地下水質		2	0.029~4.8	1以下

土壌中のダイオキシン類について、平成 25 年度は 8 地点で調査を実施し、すべての調査地点で環境基準を達成していました。

土壌中のダイオキシン類調査結果のまとめ (pg-TEQ/g)

調査項目	調査地点数	濃度範囲	環境基準
土 壌	8	0.000059~1.4	1000以下

大気中のダイオキシン類について、平成 14 年度より松江局と豊洲局の 2 地点で定点調査を行っています。平成 25 年度は、どちらの調査地点も環境基準を達成しており、前年度と大きな変化はありませんでした。

大気中のダイオキシン類の調査結果のまとめ (pg-TEQ/m³)

調査項目	調査地点	濃度範囲	年平均値	環境基準
大 気	松江局	0.022~0.042	0.030	0.6 以下
	豊洲局	0.013~0.043	0.025	

用語解説

■ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称です。塩素の付く位置と数によってPCDDは 75 種類、PCDFは 135 種類、またコプラナーPCBは十数種類の物質があり、そのうち、毒性があるとみなされるのは 29 種類です。

■TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類の毒性の強さを表すもので、ダイオキシン類の中でもっとも毒性の高い 2,3,7,8-TCDD(ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンのひとつ)の毒性を 1 として換算したすべてのダイオキシン類の毒性を足し合わせた値です。

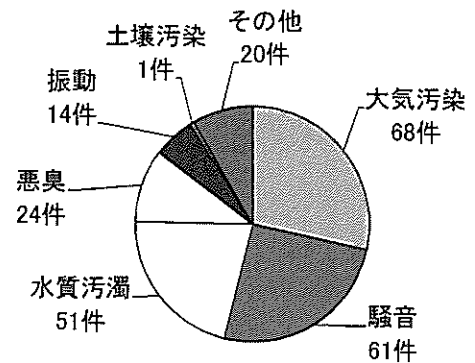
6 公害苦情

公害苦情の対応

公害に関する苦情は、市民の日常生活に密着していて、市民の環境に対する要求を強く反映しています。公害苦情の内訳としては「大気汚染」に関するものが、例年多くみられる傾向があります。

倉敷市では、地域生活環境の保全の観点から、苦情や相談に対し、すみやかに現地調査を行い、当事者に必要な指導や助言を行うよう努めています。

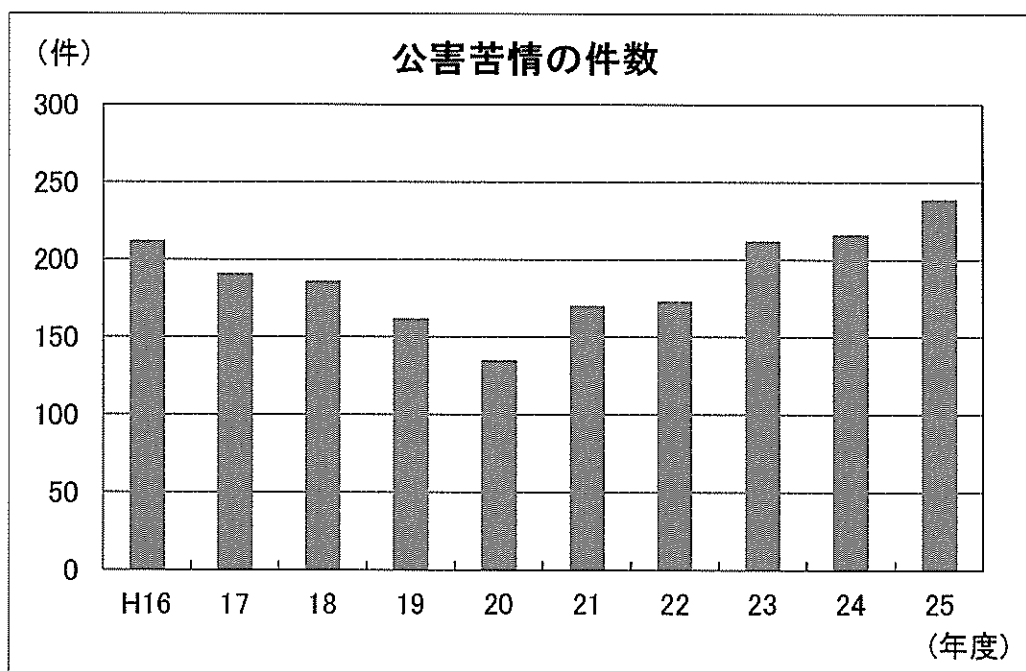
平成25年度 公害苦情内訳(計239件)



◆公害苦情の内訳

(単位:件)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
大気汚染	106	85	67	39	33	61	71	70	70	68
水質汚濁	41	31	51	39	53	41	33	42	48	51
土壌汚染	0	0	3	0	0	0	0	1	0	1
騒音	21	29	27	45	19	24	31	45	53	61
振動	2	1	1	6	3	3	3	9	4	14
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	19	23	16	13	9	10	19	19	27	24
その他	23	22	21	20	18	31	16	26	14	20
計	212	191	186	162	135	170	173	212	216	239



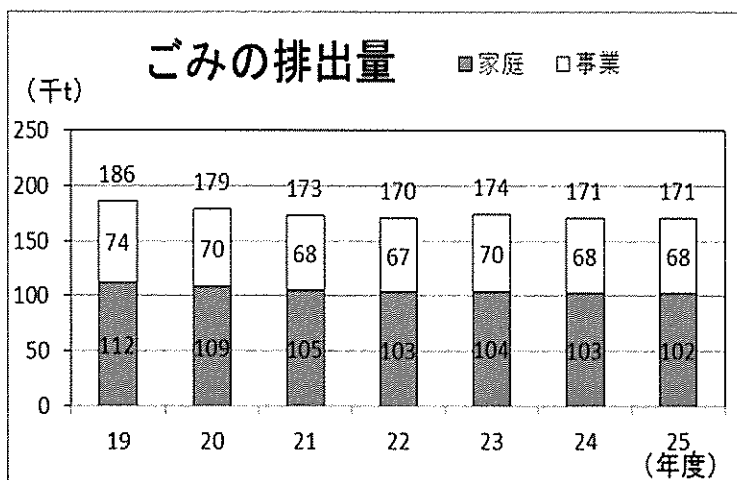
7 廃棄物減量とリサイクルの推進

ごみの大量発生は、限りある資源のむだづかいになるだけでなく、処分に伴う環境への悪影響も心配されます。また、埋立をするための処分地の確保も困難な状況となっています。このため、できる限りごみを減らし、リサイクルを行うなど資源を有効に利用できる仕組み作りが必要になっています。

(1) ごみの発生量の推移

ごみの発生量(家庭ごみ、事業ごみ)は、右のグラフの示すとおりです。

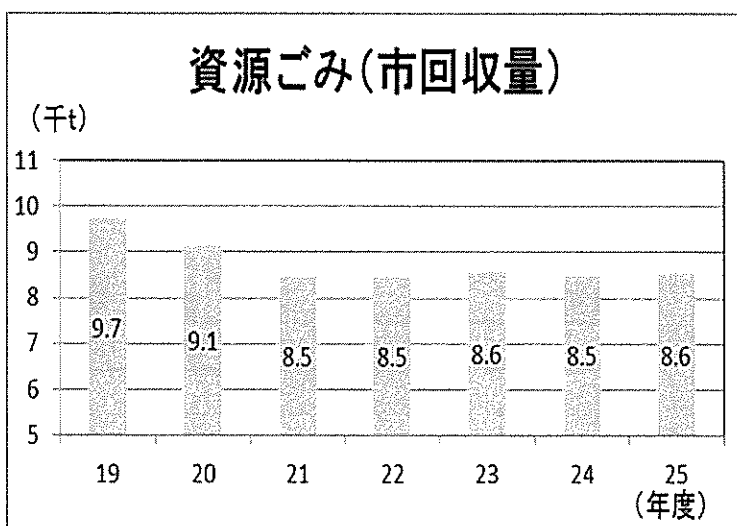
前年と比較してほぼ同量ですが、事業ごみが排出量全体の4割を占めています。家庭ごみは人口が前年度に比べ約1,000人増加しているにもかかわらず、減量傾向にあるため、事業ごみについて、より一層のごみの排出抑制、再資源化に対する周知・啓発等の取り組みが必要です。



(2) 5種14分別収集

ごみの減量・リサイクルと適正処理また焼却施設・最終処分場の寿命を延ばすために、平成11年7月から市内全域で5種分別収集を行っており、資源ごみの細分化を含めると現在14分別を行っています。

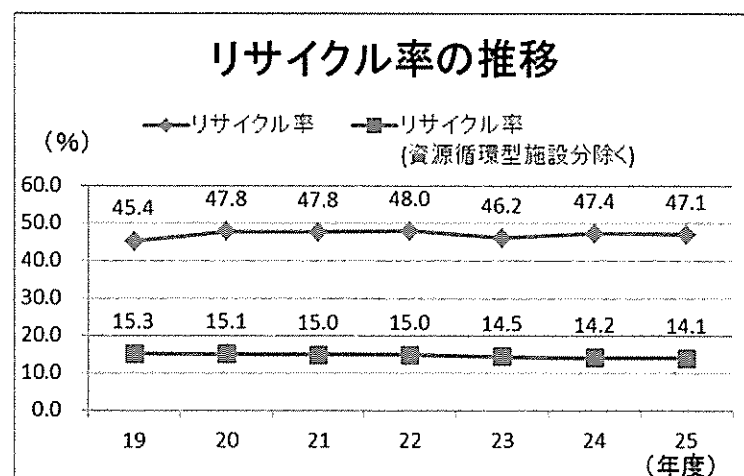
平成25年度の資源ごみは8,600トであり、前年度とほぼ同量です。しかし、燃やせるごみの中に、ペットボトルや雑かみ等、まだ資源化できるごみが混入している状況があります。更なる資源化を進めるため、分別の徹底が必要です。



(3) リサイクル率の推移

平成25年度のリサイクル率は、47%と高いレベルとなっています。この要因は、出前講座やごみステーションでの早朝指導などに加え、平成17年4月から倉敷市資源循環型廃棄物処理施設(水島エコワークス(株))が本格稼働を開始し、家庭から収集したごみを資源化処理していることによるものです。

一方、この施設での資源化処理以外のリサイクル率は、14.1%となっています。



(4)小型家電リサイクル法

平成 25 年 4 月から「小型家電リサイクル法」が施行されたことにより、本市において、使用済み小型電子機器等の再資源化を促進するため、平成 26 年 1 月より、粗大ごみとして回収していた 28 分類全品目を対象にピックアップ方式により分別回収を行い、埋立ごみや燃やせるごみの減量及び適正な処理、資源の有効利用の確保を図っています。

一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	十五 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
二 携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具	十六 フィルムカメラ
三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	十七 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具
四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ビー・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具	十八 扇風機、電気除湿機その他の空調電気機械器具
五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	十九 電気アイロン、電気掃除機その他の医療用又は衛生用の電気機械器具
六 パーソナルコンピュータ	二十 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
七 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	二十一 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
八 プリンターその他の印刷装置	二十二 電気マッサージ器
九 ディスプレイその他の表示装置	二十三 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
十 電子書籍端末	二十四 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
十一 電動シン	二十五 蛍光灯器具その他の電気照明器具
十二 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	二十六 電子時計及び電気時計
十三 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	二十七 電子楽器及び電気楽器
十四 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	二十八 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

対象 28 分類

(5)ふれあい収集

平成 25 年 5 月より倉敷市ふれあい収集事業を開始しました。高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来る環境づくりを目的に、要介護認定者(要介護3～5)や障がい者(肢体不自由1・2級、視覚障がい1・2級)のみの世帯で、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯を対象に、決まった曜日に戸別訪問し、玄関先からごみの収集を行っております。

倉敷市ふれあい収集

～ふれあい収集の趣旨～
高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、要介護認定者や障がい者のみの世帯で、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯を対象に、決まった曜日に戸別訪問し、玄関先からごみの収集を行います。
また、要介護認定者等には、所轄の介護保険により、お金の補助を行います。

☆ 対象となる世帯は ☆

市内の在宅で生活している要介護認定者や障がい者のみの世帯で、世帯員自らごみや資源物等を、ごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯

※要介護認定者や障がい者のみの世帯とは、要介護認定者や障がい者のみの世帯で、世帯員自らごみや資源物等を、ごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯

※要介護認定者とは、介護認定審査会で要介護認定を受けている方が世帯主の場合、介護認定を受けている方が世帯員の場合も対象となります。

次のような場合は対象外となります。

- ・施設入居者や短期入居者で、ごみ出しを委託している人が世帯にいる場合
- ・町内会等との関係が理由で、ごみステーションを利用できない場合
- ・はるの町会等のごみステーションの設備が古いなどの自己都合の理由
- ・希望ではない場合(老人ホームなどに入居している場合)
- ・ごみを分別収集するなどし、自己では事に及ばなくなった場合

お問い合わせ先

〒710-0865 倉敷市田中町640-2020
倉敷市 環境リサイクル課 リサイクル課 課長 杉本 孝幸

TEL (086) 426-3375
FAX (086) 421-0144
e-mail: gw@city.kureshima.okayama.jp

8 地球温暖化対策

地球温暖化・オゾン層破壊・酸性雨・熱帯雨林の減少など地球的規模の環境問題は、倉敷市だけの取り組みで解決できる問題ではありません。しかし、その原因は私たちの生活と密接に結びついていますので、一人ひとりが毎日の生活や事業活動の中で、環境に配慮した行動を続けていかなければなりません。

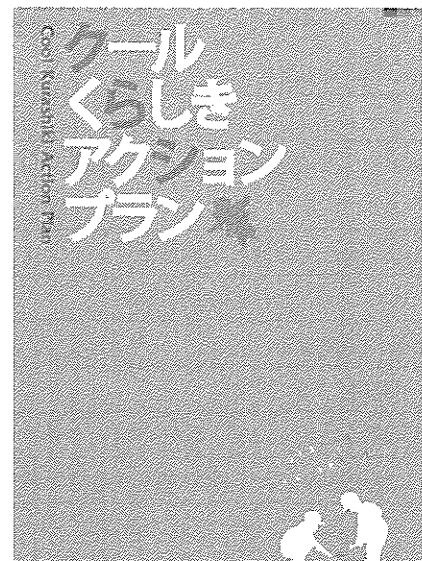
また、地球温暖化防止の対策を行っていくには、省エネルギーの推進とともに化石燃料から脱却し、新エネルギーの導入促進を図っていくことが必要不可欠です。

(1) 温室効果ガス排出量

本市では市域全体の温室効果ガス削減計画「クールくらしきアクションプラン」で、「2007年度を基準年として、2020年度に温室効果ガス排出量を12%削減する」という中期目標を設定し、その目標達成のための13の重点施策を「クールくらしき80」として推進しています。

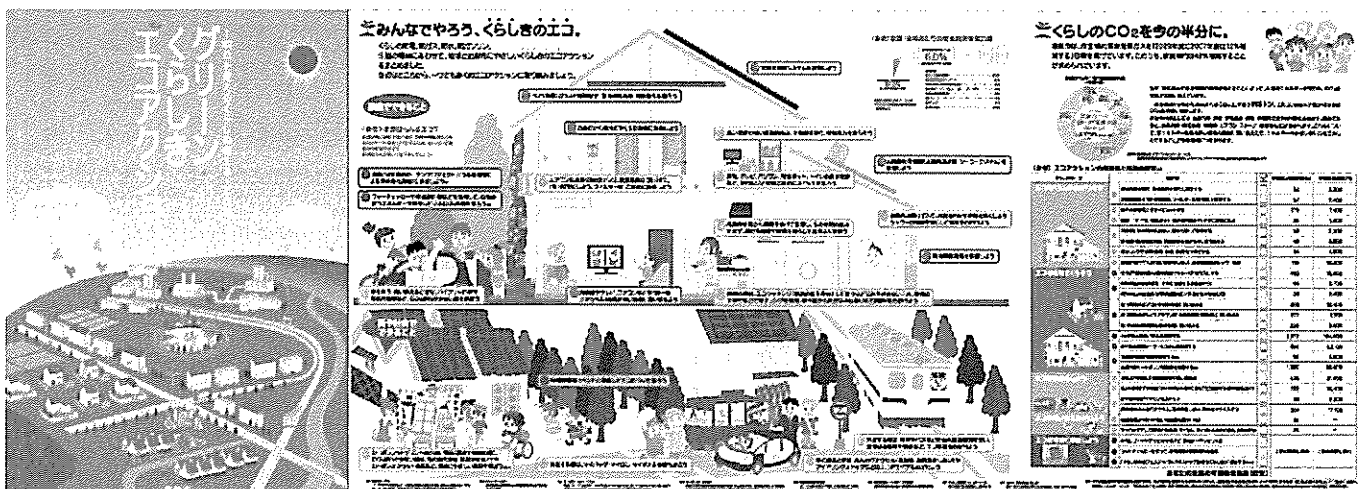
2011年度の市域全体の温室効果ガス排出量は3,414万トン-CO₂(暫定値)で、基準年の2007年度と比較して13.7%減少しました。要因としては、東日本大震災の影響に伴う各部門のエネルギー需要の減少や中国電力の電気の排出係数の改善が挙げられます。

本市では排出量のうちの80%以上が産業部門からの排出になっており、日本全体の産業部門の割合である33%と比較して倍以上となっています。これは、水島コンビナートを抱える本市の特徴を表す排出構造となっており、排出量の増減が景気動向等による影響を受けやすくなっています。



◇グリーンくらしきエコアクション

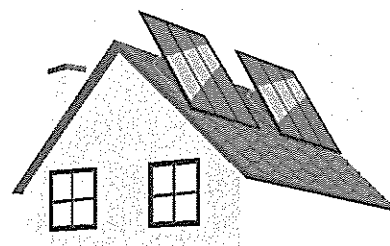
市民や事業者等がすぐに取り組める温暖化対策を普及啓発するため、市民が家庭や街でできる20の取り組みをCO₂削減効果や家計の節約効果などとともにまとめ、環境啓発イベントでの活用や関係各所での配布を行っています。



(2) 住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度

本市では、日照時間の長い恵まれた自然特性を活かし、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るため、平成16年度より、住宅用太陽光発電システム設置者への補助を行っています。

平成25年度は新築・建売住宅が1kWあたり2万円、上限4kWで、総件数は961件、総額73,939,000円の補助を行いました。中国電力の統計では、平成25年度末の本市内の住宅用太陽光発電システム設置件数(10kW未満)は、11,927戸とされています。



	補助件数	補助件数 の累計	年度末の市内 設置件数 (中国経済産業 局調べ) (H25以降は中 国電力調べ)	補助単価 (1kWあたり)	補助の 上 限
H16	183 件	183 件	—	3 万円	4kW
H17	299 件	482 件	—		
H18	292 件	774 件	—		
H19	226 件	1,000 件	—	1 万 5 千円	
H20	281 件	1,281 件	3,022 件		
H21	953 件	2,234 件	3,852 件	3 万円	
H22	979 件	3,213 件	5,346 件		
H23	1,536 件	4,749 件	7,336 件	新築・建売 2 万円	
H24	1,590 件	6,339 件	9,701 件	既築・中古 2.5 万円	
H25	961 件	7,300 件	11,927 件	既築・中古 2 万円	

(3) 次世代エコハウス整備促進補助制度

平成 25 年度からは建築指導課と共同して、市内における住まいの低炭素化を促進するため、本市の気候風土に合った省エネルギー・低炭素型の「次世代エコハウス」として認定された住宅の新築・購入費の補助を行う制度を開始しました。次世代エコハウスとして認定されるための条件は、国の低炭素建築物認定を受けていること、太陽光発電システム若しくは太陽光温水器を備えていること及び市の定める省エネ設備を備えていることです。平成 25 年度には総件数 12 件、総額 144 万円の補助を実施しました。

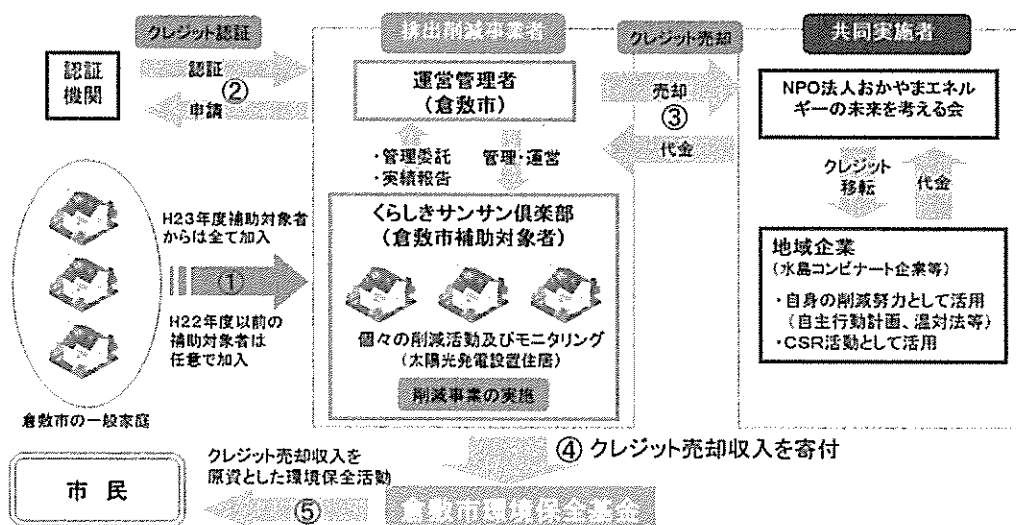
	補助件数	補助件数の累計	補助単価
H25	12 件	12 件	12 万円



(4) 国内クレジット制度及び J-クレジット制度*の活用

本市では、市の補助を受けて太陽光発電システムを設置した市民で構成する「くらしきサンサン倶楽部」が削減したCO2を市が取りまとめてクレジット化し、本市の環境学習活動を担っている認定NPO法人を通じて、事業者に売却しています。

平成 25 年度は「くらしきサンサン倶楽部」のメンバーである 3,428 世帯の方が削減事業に取り組み、1,710 トンの J-クレジットを生み出しました。これまでの売却益で、小学校での地球温暖化防止とエネルギーの大切さに関する出前講座で使用するテキストの作製や市内の環境団体と連携して環境学習講座を行う際の費用として活用しました。



用語解説

■国内クレジット制度及び J-クレジット制度

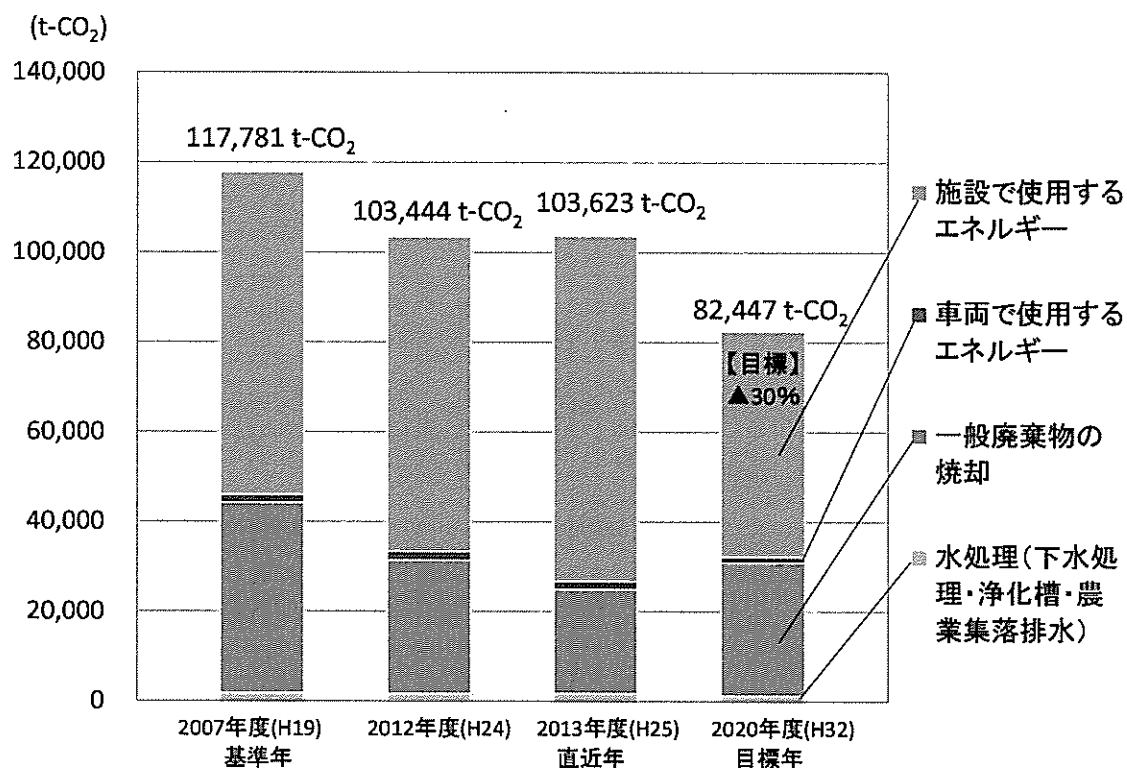
大企業の技術や資金によって中小企業等が削減した温室効果ガス排出量をクレジット（排出枠）として認証し、大企業等の温室効果ガス削減に活用する、国が進めている制度。

(5) 倉敷市役所の温室効果ガス排出実績

平成 25 年度の温室効果ガス*排出量は、平成 19 年度(基準年)に比べると約 12%減少しました。その理由として、施設で使用するエネルギー使用量が減少したこと、ごみ分別活動などで焼却されるビニール類の量が減少したためです。

本市では、施設管理課の長で構成する「省エネ・温暖化対策推進委員会」を設けて、全庁的にエネルギー使用量の削減に努めるとともに、省エネ法に基づくエネルギー使用状況の把握、施設の「管理標準」による適切な運転管理を行うことで省エネを図っています。

【削減対象別温室効果ガス排出実績】



用語解説

■ 温室効果ガス

太陽により暖められた熱を吸収・再放射し、地球表面の温度を高めているガス。このような働きが温室に似ているため温室効果ガスと呼ばれている。

9 環境教育・環境学習の推進

現在の環境問題は、企業の生産活動に伴う産業型公害から、大量の資源やエネルギーを消費するスタイル・事業活動による環境の悪化へと変わってきています。このため、市民一人ひとりの協力がなくては環境問題を解決することはできません。

そこで、倉敷市では環境問題に対する市民・事業者の意識を高めるため、広報活動・講演会・催し物の開催などの各種事業を行っています。また、受け身で話を聞くだけでなく、主体的に行動し五感をとおして学ぶことのできる体験型の環境学習も充実させていきます。

(1) 環境イベント開催による啓発活動

わが国では、6月が「環境月間」とされており、倉敷市では、この期間をはじめ、市民に向けて「地球温暖化防止」「自然保護」「水質保全」などをテーマに様々な啓発活動を実施しています。現在、実施している主なイベントは下表のとおりです。

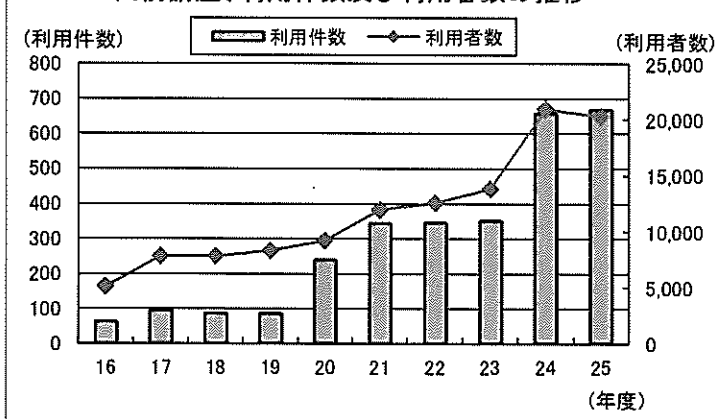
分野	イベント名	実施内容
環境月間行事	くらしき環境フェスティバル	環境月間啓発事業の中核的事業として、「くらしきエコの日」をコンセプトに、市の環境施策の啓発ブースのほか、市民団体・企業等に出店していただき、生物多様性講演会、体験型コーナー、パネル展示などを実施。
地球温暖化対策	STOP温暖化くらしき	参加者に、環境問題について見て、ふれて、きいて、行動するきっかけを提供することを目的に、市民団体やNPO、行政からなる実行委員会が企画し実施。
	こどもエコライフチャレンジ	NPO法人と協働で、長期休暇前に地球温暖化やエネルギーの大切さについて学び、休みに各自が家庭で省エネ等学んだことを実践し、成果を休み明けにグループ討議をして発表する出前講座
リサイクルの推進	リサイクルフェア	市民のリサイクルとごみ減量に対する意識を高めるために、マイ箸づくり、フリーマーケット、廃食油で石けん作りなどを実施。
	暮らしとごみ展	ごみ問題について広く市民に現状を知ってもらうために、市本庁舎や各支所などで市内小中学生から募集したポスター等を展示。
自然保護	自然観察会	たくさんの生き物を見たり、さわったり、聴いたりして、楽しみながら身近な生き物について関心をもってもらうことを目的に市内で観察会を実施。
	サイエンス・カフェ(いきもの茶屋)	生き物を身近に感じ、関心をもってもらうきっかけとして、講師と市民がお茶を飲みながら気軽な雰囲気生き物などの話を実施。
水質保全	水辺教室	身近な水辺への関心をもってもらうことを目的に、水辺の生きもの観察を高梁川河川敷で実施。
	海辺教室	瀬戸内海の環境保全及び水質保全の大切さについて考えてもらうため、海辺の生きもの観察や海藻標本作成を実施。

(2) 環境政策に関する出前講座等の利用状況

倉敷市では、市民の方の自主的な生涯学習活動を支援し、学習機会の充実を図るため、市職員が講師として、地域に出向いて行う出前講座を実施しています。

環境政策に関する出前講座は、身近なごみ問題から水質、大気の流れについての講座や清掃工場等の施設見学などがあります。また、これらの出前講座の利用者は約20,000人程度です。

出前講座、利用件数及び利用者数の推移



倉敷市緑の基本計画

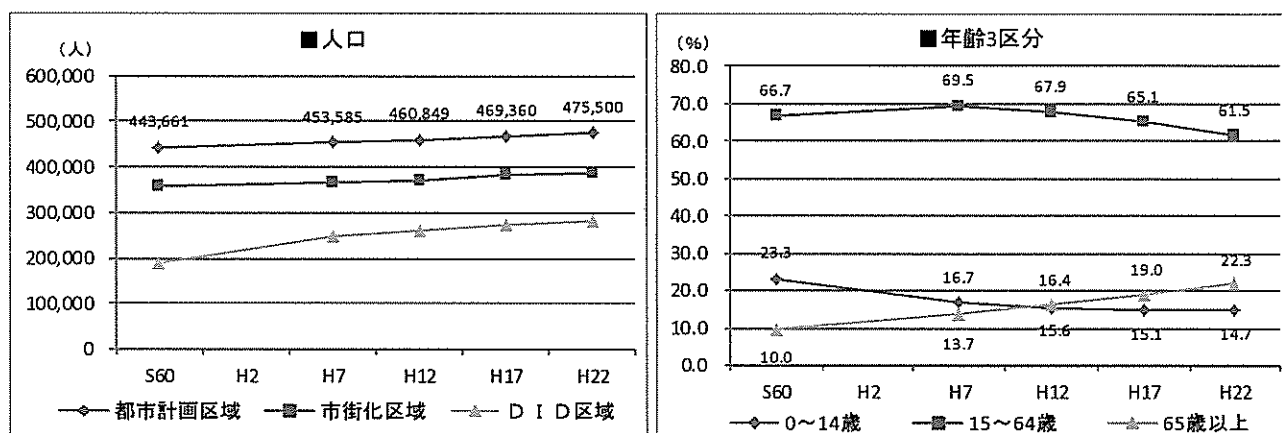
2015 年（平成 27 年）2 月時点

倉敷市

1.都市の概況と課題

(1) 都市の概況

- ・岡山県南西部に位置し、北は比較的なだらかな丘陵地、中南部は平野や干拓地、かつての島々で形成され、南は瀬戸内海に面しています。
- ・瀬戸内海気候に属し、年間を通じて穏やかな晴天が多く、温暖な気候となっています。
- ・平成22年の総人口は475,513人（都市計画区域内：475,500人）と増加傾向にあります。が、今後は人口減少が予測されます。



- ・0～14歳人口の減少、65歳以上人口の増加より、少子高齢化の傾向が伺えます。
- ・高梁川水系を中心とした河川やため池により水辺に恵まれた地域です。
- ・市街化区域では農地や山林などの自然的土地利用が16.8%である一方で、市街化調整区域では自然的土地利用が80.2%となっています。

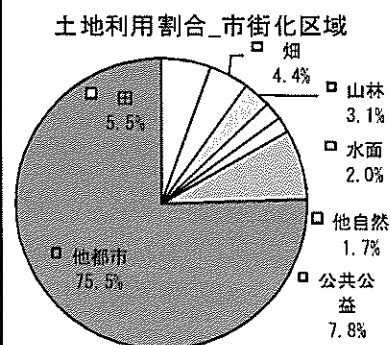
■土地利用割合

区分	市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
田	660.5	5.5	3,356.1	14.4	4,016.6	11.4
畑	532.1	4.4	1,765.7	7.6	2,297.8	6.5
山林	371.0	3.1	11,569.1	49.8	11,940.2	33.9
水面	243.5	2.0	877.8	3.8	1,121.3	3.2
他自然	207.9	1.7	1,074.1	4.6	1,282.0	3.6
公共公益	941.6	7.8	619.2	2.7	1,560.8	4.4
他都市	9,058.5	75.4	3,972.9	17.1	13,031.3	37.0
合計	12,015.0	100.0	23,235.0	100.0	35,250.0	100.0
農地計	1,192.6	9.9	5,121.8	22.0	6,314.4	17.9
自然的土地利用計	2,014.9	16.8	18,642.9	80.2	20,657.8	58.6
都市的土地利用計	10,000.1	83.2	4,592.1	19.8	14,592.2	41.4

注) 平成24年度都市計画基礎調査より

他自然: 河原等及び原野等

他都市: 住宅、商業、工業、道路用地など公共公益以外の都市的土地利用



- ・玉島北部や庄、茶屋町、船穂、真備の市街地周辺にまとまった農地が広がっています。
- ・市街地には小規模な農地や樹林地が点在しています。

- ・緑被率は48.1%であり、宅地開発等により農地・山林が減少しています。

■緑被現況 単位: ha・%

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H18~25
	面積	緑被率	面積	面積	面積	面積	面積	面積	増減
農地	7,374		7,279	7,211	7,132	7,085	7,046	6,991	-440
山林	10,054		10,053	10,053	10,049	10,045	10,045	10,036	-19
緑被 合計	17,428	49.5	17,332	17,264	17,181	17,130	17,091	16,969	-459
都市計画区域	35,207							35,288	

資料: 倉敷市統計書

- ・市街化区域及び隣接する緑地による緑地率は33.1%となっています。
- ・都市計画区域における都市公園の整備状況は、平成25年度末時点で746箇所、市民一人当たり面積は8.08㎡/人となっています。

■緑地現況量02(市街化区域に隣接する緑地を含む)

区分	市街化区域		隣接	市街化区域及び隣接	
	面積(ha)	緑地率(%)	面積(ha)	面積(ha)	緑地率(%)
施設緑地					
都市公園	230.61	1.9	-	230.61	1.3
公共施設緑地	145.56	1.2	-	145.56	0.8
民間施設緑地	-	-	-	-	-
施設緑地 計	376.17	3.1	-	376.17	2.2
地域制緑地					
法による地域					
特別緑地保全地区	-	-	-	-	-
緑地保全地区	-	-	-	-	-
風致地区	34.00	0.3	97.00	131.00	0.8
その他法によるもの	168.62	1.4	4,565.97	4,734.59	27.6
条例等によるもの	1.20	-	440.15	441.35	2.6
地域制緑地 計	203.82	1.7	5,103.12	5,306.94	30.9
緑地 合計	579.99	4.8	5,103.12	5,683.11	33.1
区域面積	12,055		5,103	17,158	

※平成25年3月31日現在

資料: 市資料

■都市公園現況

区分	都市計画区域		
	箇所	面積(ha)	一人当たり面積(㎡)
住区基幹公園	702	138.56	2.87
街区公園	682	88.29	1.83
近隣公園	16	28.28	0.59
地区公園	4	21.99	0.45
都市基幹公園	8	120.65	2.50
総合公園	4	55.52	1.15
運動公園	4	65.13	1.35
特殊公園	6	14.50	0.30
緑地等	28	116.70	2.41
広場公園	2	0.13	-
合計	746	390.54	8.08
人口		483,300人	

注) 1. 都市公園は平成25年3月31日現在(市資料)

2. 人口はH22国勢調査の比率をもとに、H25人口(住基台帳等)を按分

(2) 緑に対する市民の意向

- ・緑が多いと感じる市民が32.0%、少ないと感じる市民が18.7%でした。
- ・緑の量が増えていると感じる市民が6.8%、減っていると感じる市民が31.3%でした。
- ・「森林の緑」「まちなかの樹林地」「公園等の緑」では満足が不満を上回り、その他「市街地背景となる斜面地の緑」「農地」「道路の緑」「商業地の緑」などでは不満が満足を上回っています。
- ・山林や農地、まちなかの樹林地など全ての緑地で85%以上の市民が守るべきと考えています。
- ・公園について、「自然環境保全や景観向上を図る公園」「防災機能を備えた公園」「多様な機能を有する公園」が増えて欲しいと思われています。
- ・公園や学校、住宅、商業地、工業地など全ての緑化で、緑を増やしたいが65%以上であり、公共施設だけでなく、民有地の緑化にも高い意識があることが伺えます。
- ・緑のまちづくりに関わりたい市民が61.8%であり、まちづくり活動への意識の高さが伺えます。

(3) 緑への社会的要請

- ・成長型から成熟型への転換がまちづくりで求められ、緑の量の拡大(ハード、緑地、つくる)だけでなく、以下のような質的向上(ソフト、緑化、つかう)が重視されてきています。
 - 地球環境の負荷低減や生物多様性の確保などに配慮した自然環境保全
 - 良質な住環境の創出(景観、安全性、利用満足度)
 - ライフサイクルコスト(公園の修繕、維持管理など)の縮減
 - 市民・団体等との協働によるまちづくり

(4) 緑の計画課題

北部や南西部の山々、高梁川を中心とした河川やため池などの水辺、市街地周辺の農地や斜面緑地、市街地に点在する社寺境内地の樹林地など、本市は豊かな緑に恵まれており、これらの緑は、本市の魅力となり、生活に潤いや安らぎをもたらしてきました。

しかし、都市化の進展とともに緑は減少し、残された緑についても高齢化や産業構造の変化などの社会背景から質の低下が問題となっています。

こうしたことから、様々な環境改善に寄与するとともに、レクリエーションや景観、防災など安全で快適な暮らしを創出する緑に着目し、これらを守り、つくり、育てながら、持続的に発展する魅力あるまちづくりを推進していくことが重要です。

以上のような背景に加え、「都市の概況」「緑に対する市民の意向」「緑への社会的要請」を踏まえ、計画の骨格となる緑の計画課題を以下のように整理します。

地球環境の負荷を低減し、持続可能な社会を構築することが喫緊の課題となっている現代において、自然との共生、生物多様性の保全、二酸化炭素の削減、資源循環などを積極的に推進することが求められています。



●緑の骨格や豊かな生活の根源となり、自然共生や低炭素、資源循環に寄与する山林や農地、水辺などを良質な状態で保全するとともに、緑のネットワークを形成し、機能的で持続可能な緑のふるさと倉敷を次世代に継承していくことが重要

また、人口減少や高齢化、厳しい行財政などを背景として、効果的で質の高い個性あるまちづくりを進めていくことが求められています。



●公園やオープンスペースを暮らしの中で確保するとともに、花と緑あふれるまちを演出し、質の高い生活環境を創出していくことが重要

緑の施策を実行性の高い取り組みとして進めていくためには、行政はもちろんのこと、市民や事業者など全ての人が協力し合い、まちづくりを展開していくことが不可欠です。



●緑を愛でる優しい心を育て、全ての人が協力し合う、緑のまちづくりを展開していくことが重要

【参考資料】 アンケート調査最終結果（抜粋）

調査の概要

■調査概要

○調査対象

【一般】：倉敷市在住（H26.7.31 現在、外国人登録者を含めない）で 16 歳以上の市民の中から地区別に無作為抽出した 2,800 人を対象

【市民モニター】：市民モニター制度（16 歳以上）に登録された 861 人を対象

【団体】：『花とみどりの推進会議』の構成団体である「倉敷市花の銀行支店長連絡会（46 支店）」「倉敷市緑化推進員連絡会（25 名）」「地区花いっぱい団体連絡会（107 団体）」の 176 団体（うち、2 団体は兼任）を対象

【小学】：倉敷、児島、玉島、水島、庄、茶屋町、船穂、真備の 8 地区から抽出した各 1 校（倉敷は 2 校）の 4 年生（301 名）を対象

○調査方法：郵送による配布、回収

小学校では授業の一環として調査を実施

○調査期間：平成 26 年 9 月 16 日（火）～平成 26 年 10 月 10 日（金）

市民モニター：平成 26 年 9 月 18 日（木）～平成 26 年 9 月 28 日（日）

■回収結果

○有効回収数及び回収率

【一般】：1,190 通	42.5%
【市民モニター】：294 通	34.1%
【団体】：134 通	76.1%
【小学】：301 通	100.0%

■分析・表示について

アンケート調査結果については、以下の点に留意してください。

- ・比率は性別、年齢、地域など種別毎にみた場合の内訳であり、すべて百分率（％）で表示しています。また、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、比率の合計は 100 とならない場合があります。比率が 0.05％未満の場合は 0.0％と表示しています。
- ・複数回答を許している設問（以下「回答種別」参照）があり、その場合回答の合計数が回答者数を超える事があります。また、回答者数を基数として比率を算出しているため、合計が 100％を超える事があります。

■回答種別

SA（Single Answer：単回答）

- ・複数の選択肢から 1 つだけ選んで回答する形式

LA（Limited Answer：複数回答＜制限付＞）

- ・複数の選択肢から制限された数以内で 1 つ以上を選んで回答する形式。例えば 2LA であれば、選択肢の中から 2 つ以内で回答します。

問8. 倉敷市全体の緑の環境で、あなたが誇りに思える場所を3箇所選ぶとすればどこですか？（自由）

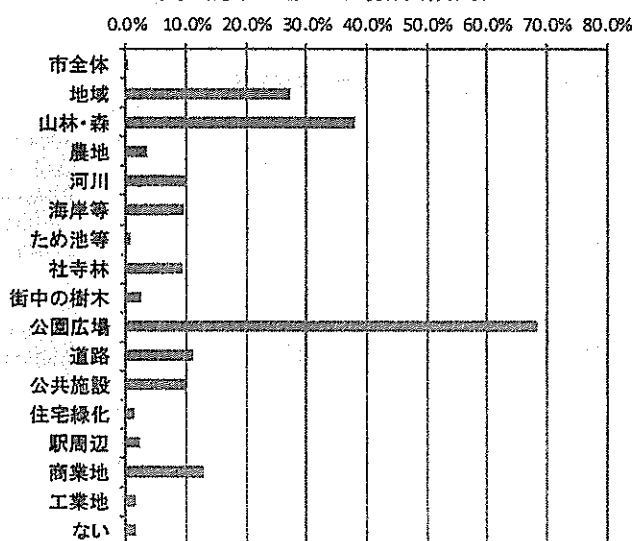
誇りに思える場所について、「公園広場」が最も多く68.4%（838件）を占め、次いで「山林・森」が38.1%（467件）、「地域」が27.3%（335件）となっています。

具体的な場所としては、「酒津公園」が最も多く32.9%（403件）を占め、次いで「福田公園」「美観地区」「種松山」となっています。

【①傾向】

項目	実数	割合
市全体	4	0.3%
地域	335	27.3%
山林・森	467	38.1%
農地	42	3.4%
河川	125	10.2%
海岸等	115	9.4%
ため池等	9	0.7%
社寺林	111	9.1%
街中の樹木	30	2.4%
公園広場	838	68.4%
道路	137	11.2%
公共施設	119	9.7%
住宅緑化	16	1.3%
駅周辺	25	2.0%
商業地	159	13.0%
工業地	18	1.5%
ない	17	1.4%
回答者数計	1,225	-

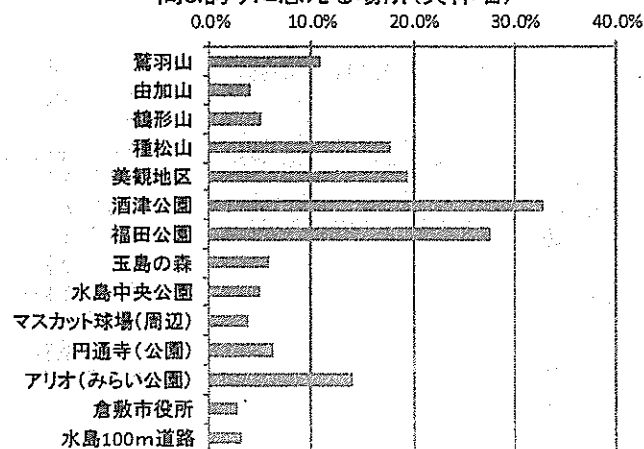
問8. 誇りに思える場所(傾向)



【②具体名】

項目	実数	割合
鷺羽山	133	10.9%
由加山	49	4.0%
鶴形山	63	5.1%
種松山	219	17.9%
美観地区	238	19.4%
酒津公園	403	32.9%
福田公園	337	27.5%
玉島の森	71	5.8%
水島中央公園	61	5.0%
マスカット球場(周辺)	48	3.9%
円通寺(公園)	75	6.1%
アリオ(みらい公園)	171	14.0%
倉敷市役所	33	2.7%
水島100m道路	39	3.2%
回答者数計	1,225	-

問8. 誇りに思える場所(具体名)



問3 小. 倉敷市の緑・水辺について、あなたはどんなことが自慢できると思いますか？
(SA) 【小学生アンケート】

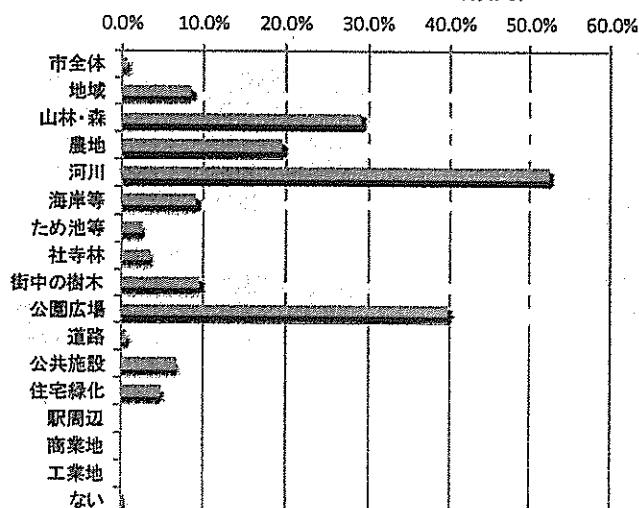
小学生アンケートをみると、自慢できるところについて、「河川」が最も多く 52.3% (147 件) を占め、次いで「公園広場」が 39.9% (112 件)、「山林・森」が 29.2% (82 件) となっています。

具体的な場所としては、「高梁川」が最も多く 14.2% (40 件) を占め、次いで「酒津公園」「まきび公園」となっています。

【①傾向】

項目	実数	割合
市全体	2	0.7%
地域	24	8.5%
山林・森	82	29.2%
農地	55	19.6%
河川	147	52.3%
海岸等	26	9.3%
ため池等	7	2.5%
社寺林	10	3.6%
街中の樹木	27	9.6%
公園広場	112	39.9%
道路	2	0.7%
公共施設	19	6.8%
住宅緑化	14	5.0%
駅周辺	0	0.0%
商業地	0	0.0%
工業地	0	0.0%
ない	1	0.4%
回答者数計	281	-

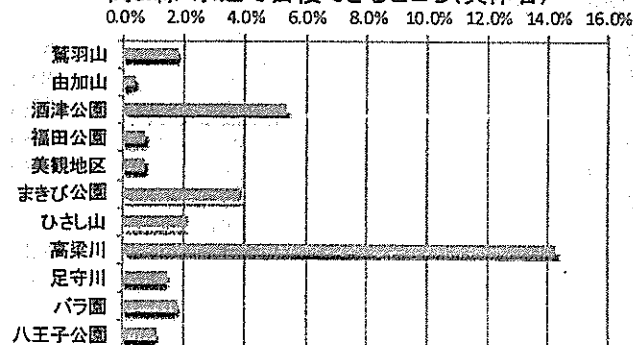
問3.緑・水辺で自慢できるところ(傾向)



【②具体名】

項目	実数	割合
鷺羽山	5	1.8%
由加山	1	0.4%
酒津公園	15	5.3%
福田公園	2	0.7%
美観地区	2	0.7%
まきび公園	11	3.9%
ひさし山	6	2.1%
高梁川	40	14.2%
足守川	4	1.4%
バラ園	5	1.8%
八王子公園	3	1.1%
回答者数計	281	-

問3.緑・水辺で自慢できるところ(具体名)



問 4 小. もしあなたが倉敷市の市長だったら、公園にどのようなものをつくりませんか？ (SA) 【小学生アンケート】

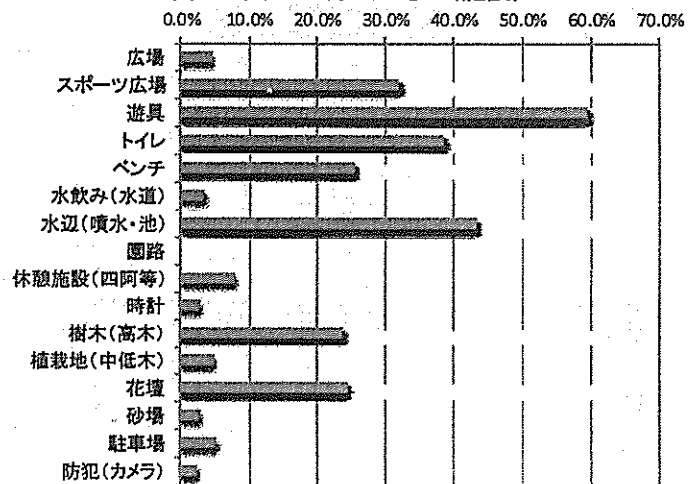
小学生アンケートをみると、公園につくりたいものについて、「遊具」が最も多く 59.5% (173 件) を占め、次いで「水辺」が 43.3% (126 件) となっています。

具体的な遊具としては、「滑り台」が最も多く 33.0% (96 件) を占め、次いで「複合遊具」「ブランコ」となっています。

【①施設】

項目	実数	割合
広場	13	4.5%
スポーツ広場	93	32.0%
遊具	173	59.5%
トイレ	112	38.5%
ベンチ	74	25.4%
水飲み(水道)	10	3.4%
水辺(噴水・池)	126	43.3%
園路	0	0.0%
休憩施設(四阿等)	23	7.9%
時計	8	2.7%
樹木(高木)	69	23.7%
植栽地(中低木)	14	4.8%
花壇	71	24.4%
砂場	8	2.7%
駐車場	15	5.2%
防犯(カメラ)	7	2.4%
回答者数計	291	-

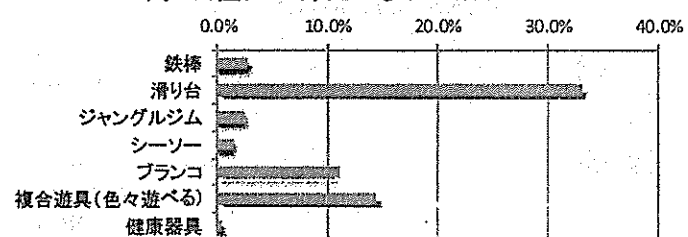
問4.公園につくりたいもの(施設)



【②遊具具体名】

項目	実数	割合
鉄棒	8	2.7%
滑り台	96	33.0%
ジャングルジム	7	2.4%
シーソー	4	1.4%
ブランコ	32	11.0%
複合遊具(色々遊べる)	42	14.4%
健康器具	1	0.3%
回答者数計	289	-

問4.公園につくりたいもの(具体遊具)



◆自由意見

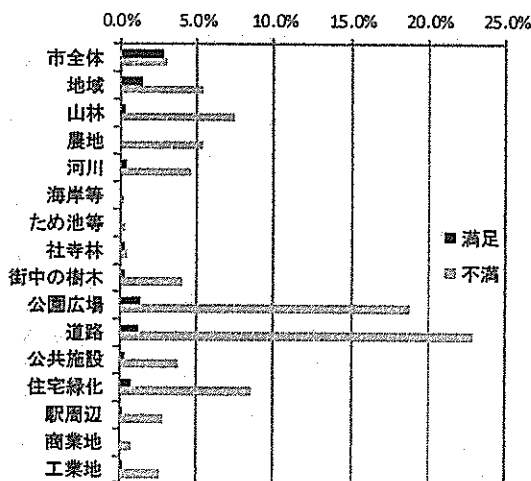
問 22. 倉敷市のまちづくりについての要望・提言等ありましたら、ご自由にお書きください。

自由意見をみると、「公園広場」「道路」に関する不満・指摘が多く、その内容として「維持管理」に関する不満・指摘が多くなっています。

【①対象】

項目	満足		不満	
	実数	割合	実数	割合
市全体	19	2.8%	20	3.0%
地域	10	1.5%	38	5.3%
山林	2	0.3%	50	7.4%
農地	0	0.0%	36	5.3%
河川	3	0.4%	31	4.6%
海岸等	0	0.0%	1	0.1%
ため池等	0	0.0%	2	0.3%
社寺林	2	0.3%	3	0.4%
街中の樹木	2	0.3%	27	4.0%
公園広場	9	1.3%	127	18.8%
道路	8	1.2%	154	22.8%
公共施設	2	0.3%	26	3.9%
住宅緑化	5	0.7%	58	8.6%
駅周辺	1	0.1%	19	2.8%
商業地	0	0.0%	5	0.7%
工業地	1	0.1%	17	2.5%
回答者数計	674			

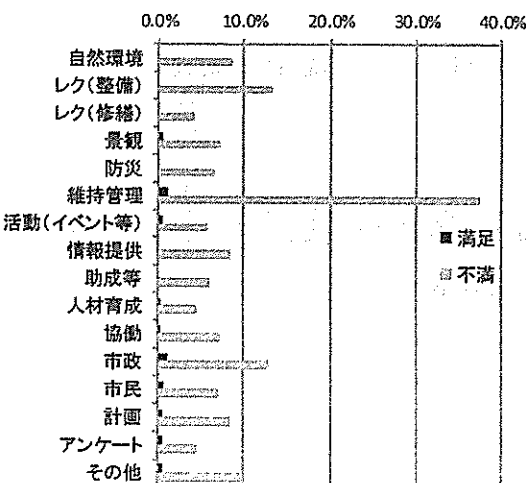
自由意見(対象)



【②施策】

項目	満足		不満	
	実数	割合	実数	割合
自然環境	0	0.0%	58	8.6%
レク(整備)	0	0.0%	89	13.2%
レク(修繕)	0	0.0%	28	4.2%
景観	4	0.6%	49	7.3%
防災	0	0.0%	44	6.5%
維持管理	7	1.0%	252	37.4%
活動(イベント等)	4	0.6%	39	5.8%
情報提供	0	0.0%	57	8.5%
助成等	0	0.0%	40	5.9%
人材育成	1	0.1%	31	4.6%
協働	2	0.3%	49	7.3%
市政	7	1.0%	87	12.9%
市民	5	0.7%	47	7.0%
計画	4	0.6%	56	8.3%
アンケート	3	0.4%	31	4.6%
その他	4	0.6%	68	10.1%
回答者数計	674			

自由意見(施策)

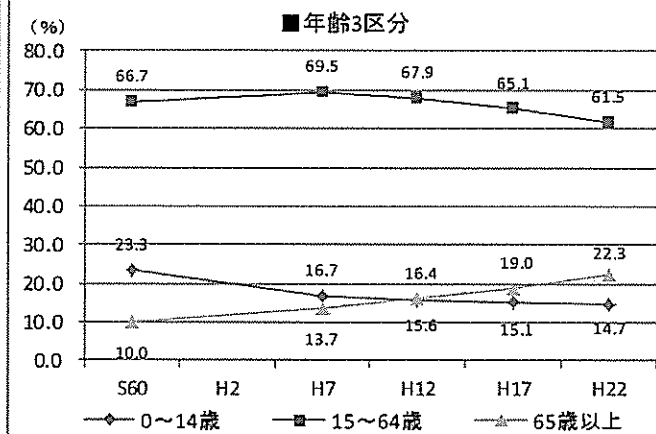
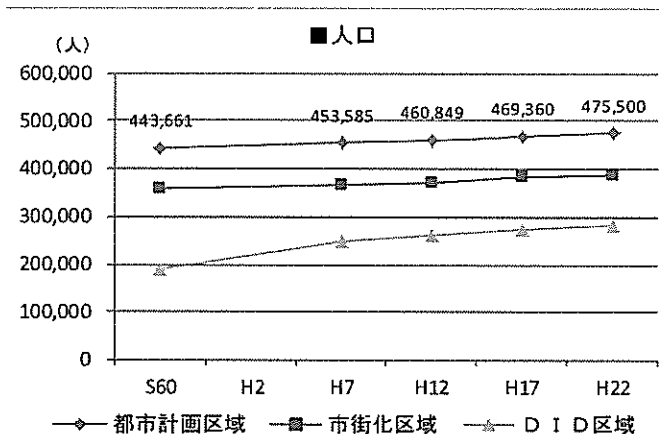


倉敷市緑の基本計画

環境審議会

緑の概況について

(1) 都市の概況



3

(1) 都市の概況

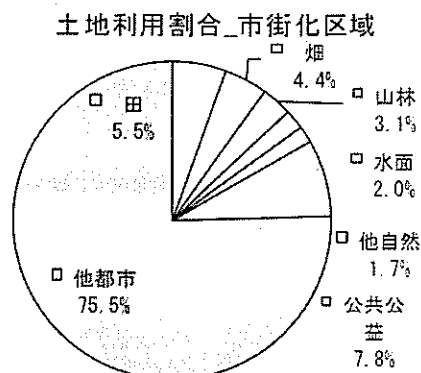
■土地利用割合

区分	市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
田	660.5	5.5	3,356.1	14.4	4,016.6	11.4
畑	532.1	4.4	1,765.7	7.6	2,297.8	6.5
山林	371.0	3.1	11,569.1	49.8	11,940.2	33.9
水面	243.5	2.0	877.8	3.8	1,121.3	3.2
他自然	207.9	1.7	1,074.1	4.6	1,282.0	3.6
公共公益	941.6	7.8	619.2	2.7	1,560.8	4.4
他都市	9,058.5	75.4	3,972.9	17.1	13,031.3	37.0
合計	12,015.0	100.0	23,235.0	100.0	35,250.0	100.0
農地計	1,192.6	9.9	5,121.8	22.0	6,314.4	17.9
自然的土地利用計	2,014.9	16.8	18,642.9	80.2	20,657.8	58.6
都市的土地利用計	10,000.1	83.2	4,592.1	19.8	14,592.2	41.4

注) 平成24年度都市計画基礎調査より

他自然: 河原等及び原野等

他都市: 住宅、商業、工業、道路用地など公共公益以外の都市的土地利用



4

(1) 都市の概況

■緑被現況

	H18		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25		H18～25 増減
	面積	緑被率	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	緑被率	
農地	7,374		7,279	7,211	7,132	7,085	7,046	6,991	6,934		-440
山林	10,054		10,053	10,053	10,049	10,045	10,045	10,036	10,035		-19
緑被 合計	17,428	49.5	17,332	17,264	17,181	17,130	17,091	17,027	16,969	48.1	-459
都市計画区域	35,207								35,288		

単位: ha・%

資料: 倉敷市統計書

■緑地現況量02(市街化区域に隣接する緑地を含む)

区分	市街化区域		隣接	市街化区域 及び隣接	
	面積 (ha)	緑地率 (%)		面積 (ha)	緑地率 (%)
施設緑地					
都市公園	230.61	1.9	-	230.61	1.3
公共施設緑地	145.56	1.2	-	145.56	0.8
民間施設緑地	-	-	-	-	-
施設緑地 計	376.17	3.1	-	376.17	2.2
地域制緑地					
法による地域					
特別緑地保全地区	-	-	-	-	-
緑地保全地域	-	-	-	-	-
風致地区	34.00	0.3	97.00	131.00	0.8
その他法によるもの	168.62	1.4	4,565.97	4,734.59	27.6
条例等によるもの	1.20	-	440.15	441.35	2.6
地域制緑地 計	203.82	1.7	5,103.12	5,308.94	30.9
緑地 合計	579.99	4.8	5,103.12	5,683.11	33.1
区域面積	12,055		5,103	17,158	

※平成25年3月31日現在

資料: 市資料

■都市公園現況

区分	都市計画区域		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (人/㎡)
住区基幹公園	702	138.56	2.87
街区公園	682	88.29	1.83
近隣公園	16	28.28	0.59
地区公園	4	21.99	0.45
都市基幹公園	8	120.65	2.50
総合公園	4	55.52	1.15
運動公園	4	65.13	1.35
特殊公園	6	14.50	0.30
緑地等	28	116.70	2.41
広場公園	2	0.13	-
合計	746	390.54	8.08
人口		483,300人	

注) 1. 都市公園は平成25年3月31日現在(市資料)

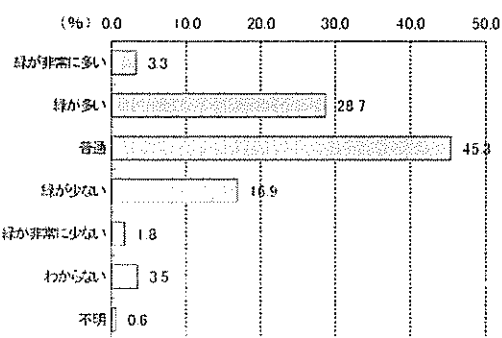
2. 人口はH22国勢調査の比率をもとに、

H25人口(住基台帳等)を按分

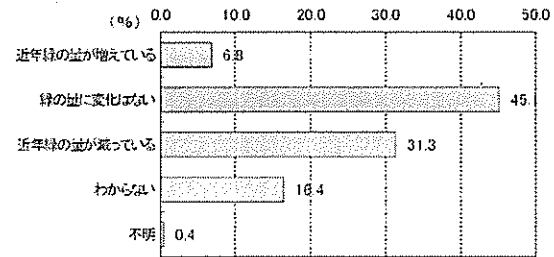
5

(2) 緑に対する市民の意向

問5 市全体の緑の量



問6 市全体の緑の量の変化



問7 市全体の緑の満足度

	満足側	普通	不満側
ア. 山や丘陵地など森林の緑	30.8	56.8	10.2
イ. 住宅地の背景となる斜面の緑	16.4	56.9	24.0
ウ. 農地の緑	18.1	33.9	25.7
エ. 河川やため池などの水面とその周辺の緑	21.8	48.8	26.8
オ. 社寺林などまちなかに残された樹林の緑	29.1	48.1	19.6
カ. 公園や広場の緑	29.7	39.6	28.2
キ. 道路の緑	17.4	44.1	36.5
ク. 学校や公民館など公共施設の緑	18.0	51.6	27.9
ケ. 庭や生垣、バランダなど住宅の緑	15.3	54.9	27.6
コ. 駅周辺や幹線道路など商業地の緑	13.5	39.7	44.6
サ. 工業地の緑	14.0	45.7	37.9

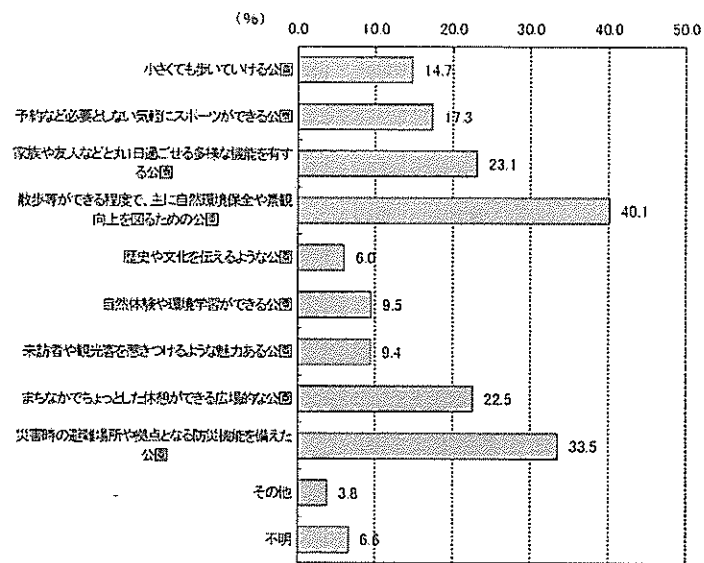
問11 緑地の保全について

	守る	守らない
ア. 山や丘陵地など森林の緑	94.0	2.4
イ. 住宅地の背景となる斜面の緑	88.7	6.3
ウ. 農地の緑	83.7	1.2
エ. 河川やため池などの水面とその周辺の緑	89.6	4.7
オ. 社寺林などまちなかに残された樹林の緑	93.2	2.6

6

(2) 緑に対する市民の意向

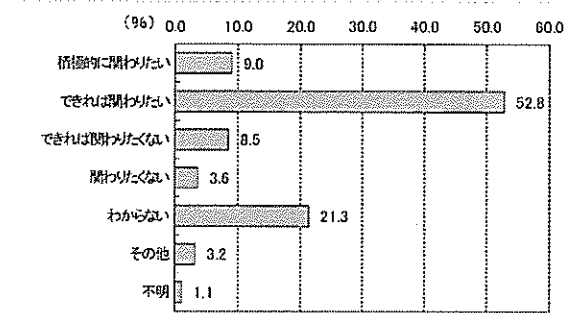
問13 増えて欲しい公園



問15 緑化について

	増やす	増やさない
ア. 公園や広場の緑	84.2	7.7
イ. 道路の緑	67.4	21.8
ウ. 学校や公民館など公共施設の緑	75.1	13.7
エ. 庭や生垣、ベランダなど住宅の緑	68.0	16.2
オ. 駅周辺や幹線街路など商業地の緑	74.8	13.4
カ. 工業地の緑	74.4	9.2

問20 まちづくり活動への意識



7

(3) 緑への社会的要請

➤ 成長型から成熟型への転換がまちづくりで求められ、緑の量的拡大（ハード、緑地、つくる）だけでなく、以下のような質的向上（ソフト、緑化、つかう）が重視されてきています。

- ≫地球環境の負荷低減に配慮した自然環境保全
- ≫良質な住環境の創出
- ≫ライフサイクルコストの縮減
- ≫市民・団体等との協働

(4) 緑の計画課題

地球環境の負荷を低減し、持続可能な社会を構築することが喫緊の課題となっている現代において、自然との共生、生物多様性の保全、二酸化炭素の削減、資源循環などを積極的に推進することが求められています。

●緑の骨格や豊かな生活の根源となり、自然共生や低炭素、資源循環に寄与する山林や農地、水辺などを良質な状態で保全するとともに、緑のネットワークを形成し、機能的で持続可能な緑のふるさと倉敷を次世代に継承していくことが重要

また、人口減少や高齢化、厳しい行財政などを背景として、効果的で質の高い個性あるまちづくりを進めていくことが求められています。

●公園やオープンスペースを暮らしの中で確保するとともに、花と緑あふれるまちを演出し、質の高い生活環境を創出していくことが重要

緑の施策を実行性の高い取り組みとして進めていくためには、行政はもちろんのこと、市民や事業者など全ての人々が協力し合い、まちづくりを展開していくことが不可欠です。

●緑を愛でる優しい心を育て、全ての人々が協力し合う、緑のまちづくりを展開していくことが重要

【参考】 アンケート調査最終結果

1.調査結果

○調査対象

【一般】:16 歳以上の市民 2,800 人

【市民モニター】:市民モニター制度に登録された861 人

【団体】:緑化ボランティア176 団体

【小学生】:倉敷、児島、玉島、水島、庄、茶屋町、船穂、真備の8 地区から抽 出した4 年生、301 名

○有効回収数及び回収率

【一般】 :1,190 通 42.5%

【市民モニター】:294 通 34.1%

【団体】 :134 通 76.1%

【小学生】 :301 通 100.0%

11

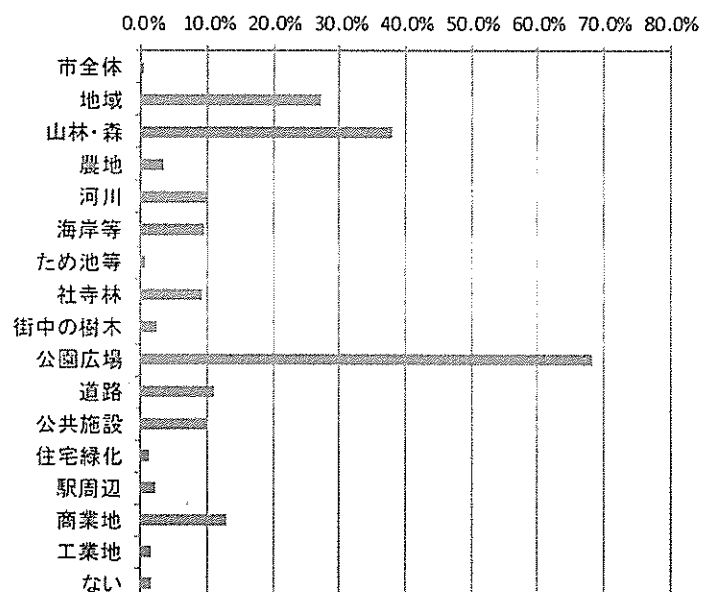
問 8 倉敷市全体の緑の環境で、あなたが誇りに思える場所を 3 箇所選ぶとすればどこですか？

◆傾向

【①傾向】

項目	実数	割合
市全体	4	0.3%
地域	335	27.3%
山林・森	467	38.1%
農地	42	3.4%
河川	125	10.2%
海岸等	115	9.4%
ため池等	9	0.7%
社寺林	111	9.1%
街中の樹木	30	2.4%
公園広場	838	68.4%
道路	137	11.2%
公共施設	119	9.7%
住宅緑化	16	1.3%
駅周辺	25	2.0%
商業地	159	13.0%
工業地	18	1.5%
ない	17	1.4%
回答者数計	1,225	-

問8.誇りに思える場所(傾向)



12

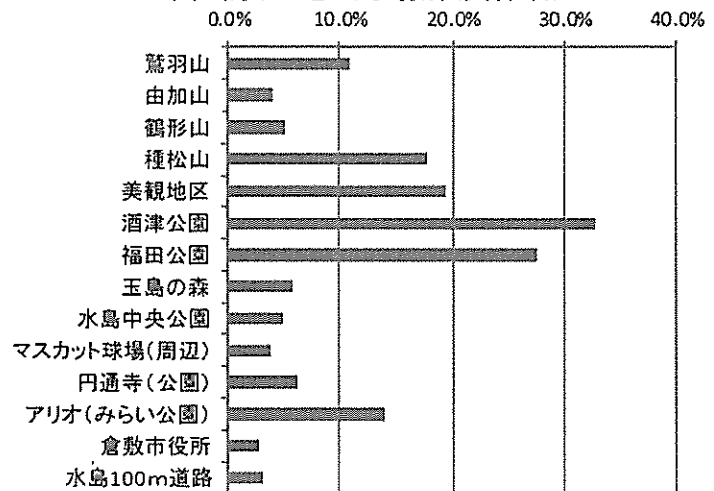
問8 倉敷市全体の緑の環境で、あなたが誇りに思える場所を3箇所選ぶとすればどこですか？

◆ 具体名

【②具体名】

項目	実数	割合
鷺羽山	133	10.9%
由加山	49	4.0%
鶴形山	63	5.1%
種松山	219	17.9%
美観地区	238	19.4%
酒津公園	403	32.9%
福田公園	337	27.5%
玉島の森	71	5.8%
水島中央公園	61	5.0%
マスカット球場(周辺)	48	3.9%
円通寺(公園)	75	6.1%
アリオ(みらい公園)	171	14.0%
倉敷市役所	33	2.7%
水島100m道路	39	3.2%
回答者数計	1,225	-

問8.誇りに思える場所(具体名)



13

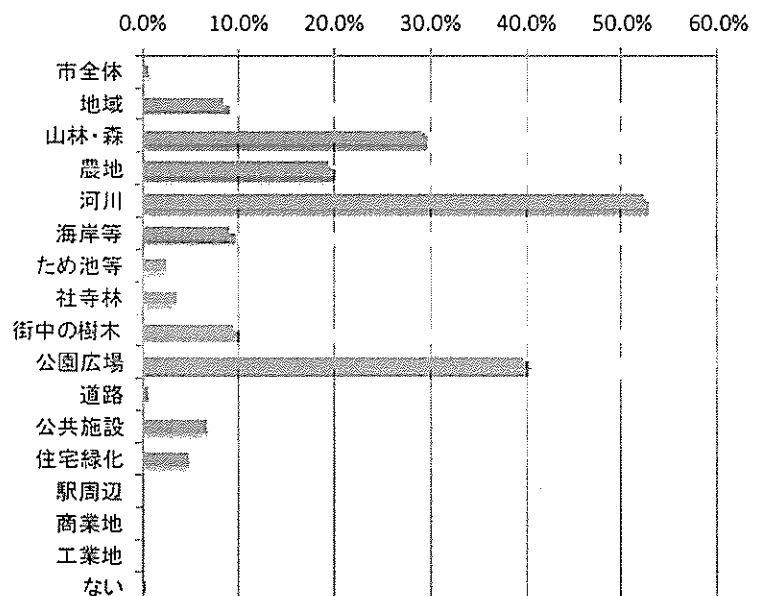
問3 小. 倉敷市の緑・水辺について、あなたはどんなことが自慢できると思いますか？【小学生アンケート】

◆ 傾向

【①傾向】

項目	実数	割合
市全体	2	0.7%
地域	24	8.5%
山林・森	82	29.2%
農地	55	19.6%
河川	147	52.3%
海岸等	26	9.3%
ため池等	7	2.5%
社寺林	10	3.6%
街中の樹木	27	9.6%
公園広場	112	39.9%
道路	2	0.7%
公共施設	19	6.8%
住宅緑化	14	5.0%
駅周辺	0	0.0%
商業地	0	0.0%
工業地	0	0.0%
ない	1	0.4%
回答者数計	281	-

問3.緑・水辺で自慢できるところ(傾向)



14

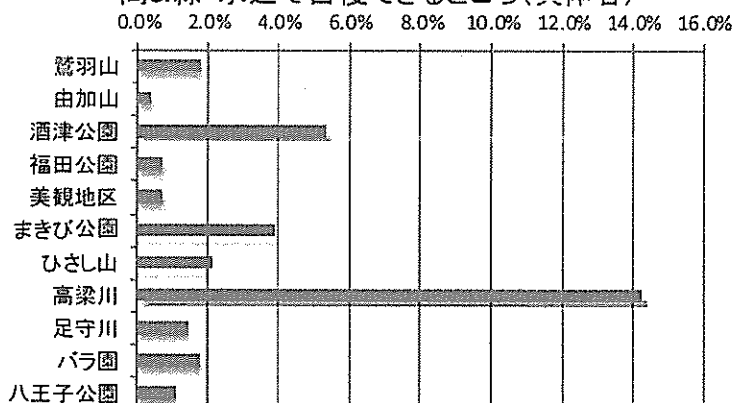
問3 小. 倉敷市の緑・水辺について、あなたはどんなことが自慢できると思いますか？【小学生アンケート】

◆具体名

【②具体名】

項目	実数	割合
鷺羽山	5	1.8%
由加山	1	0.4%
酒津公園	15	5.3%
福田公園	2	0.7%
美観地区	2	0.7%
まきび公園	11	3.9%
ひさし山	6	2.1%
高梁川	40	14.2%
足守川	4	1.4%
バラ園	5	1.8%
八王子公園	3	1.1%
回答者数計	281	-

問3.緑・水辺で自慢できるところ(具体名)



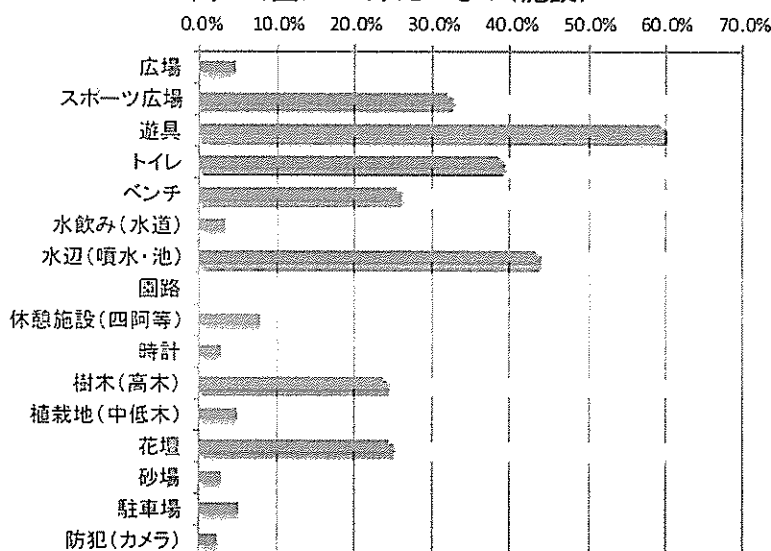
15

問4 小. もしあなたが倉敷市の市長だったら、公園にどのようなものをつくりませんか？【小学生アンケート】

【①施設】

項目	実数	割合
広場	13	4.5%
スポーツ広場	93	32.0%
遊具	173	59.5%
トイレ	112	38.5%
ベンチ	74	25.4%
水飲み(水道)	10	3.4%
水辺(噴水・池)	126	43.3%
園路	0	0.0%
休憩施設(四阿等)	23	7.9%
時計	8	2.7%
樹木(高木)	69	23.7%
植栽地(中低木)	14	4.8%
花壇	71	24.4%
砂場	8	2.7%
駐車場	15	5.2%
防犯(カメラ)	7	2.4%
回答者数計	291	-

問4.公園につくりたいもの(施設)



16

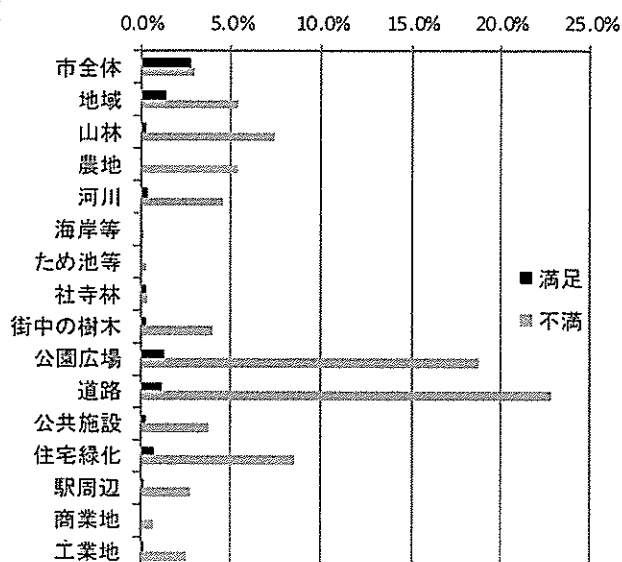
問22. 倉敷市のまちづくりについての要望・提言等ありましたら、ご自由にお書きください。

◆対象

【①対象】

項目	満足		不満	
	実数	割合	実数	割合
市全体	19	2.8%	20	3.0%
地域	10	1.5%	36	5.3%
山林	2	0.3%	50	7.4%
農地	0	0.0%	36	5.3%
河川	3	0.4%	31	4.6%
海岸等	0	0.0%	1	0.1%
ため池等	0	0.0%	2	0.3%
社寺林	2	0.3%	3	0.4%
街中の樹木	2	0.3%	27	4.0%
公園広場	9	1.3%	127	18.8%
道路	8	1.2%	154	22.8%
公共施設	2	0.3%	26	3.9%
住宅緑化	5	0.7%	58	8.6%
駅周辺	1	0.1%	19	2.8%
商業地	0	0.0%	5	0.7%
工業地	1	0.1%	17	2.5%
回答者数計	674			

自由意見(対象)



17

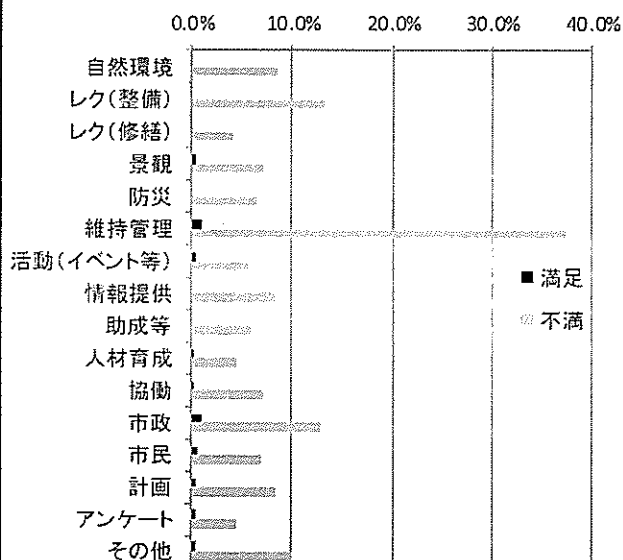
問22. 倉敷市のまちづくりについての要望・提言等ありましたら、ご自由にお書きください。

◆施策

【②施策】

項目	満足		不満	
	実数	割合	実数	割合
自然環境	0	0.0%	58	8.6%
レク(整備)	0	0.0%	89	13.2%
レク(修繕)	0	0.0%	28	4.2%
景観	4	0.6%	49	7.3%
防災	0	0.0%	44	6.5%
維持管理	7	1.0%	252	37.4%
活動(イベント等)	4	0.6%	39	5.8%
情報提供	0	0.0%	57	8.5%
助成等	0	0.0%	40	5.9%
人材育成	1	0.1%	31	4.6%
協働	2	0.3%	49	7.3%
市政	7	1.0%	87	12.9%
市民	5	0.7%	47	7.0%
計画	4	0.6%	56	8.3%
アンケート	3	0.4%	31	4.6%
その他	4	0.6%	68	10.1%
回答者数計	674			

自由意見(施策)



18